

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況と課題

第1節 ごみ排出量の推移

過去5年間で家庭系ごみは約2%、事業系ごみは約11%減少しており、総排出量（発生量）では約5%減少しています。これは人口減少、各種ごみ減量施策の効果によるものであると考えられます。また、事業系ごみに関しては平成26年に事業系ごみ搬入手数料の改定を実施したことも要因と考えられます。（表2-1、図2-1）

表2-1 ごみ排出量の推移

項目/年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
人口（各年10月1日時点）	人	239,594	237,762	235,959	233,897	232,050
総排出量（発生量）	t/年	75,927	74,198	72,444	73,676	71,771
資源集団回収量	t/年	6,723	6,423	6,019	5,861	5,822
排出量（家庭系+事業系）	t/年	69,205	67,775	66,426	67,815	65,949
家庭系ごみ量合計	t/年	50,037	49,481	48,178	50,071	48,840
可燃ごみ	t/年	35,495	35,089	33,806	34,256	33,828
不燃ごみ	t/年	3,561	3,467	3,514	4,765	4,170
資源ごみ	t/年	10,228	10,086	10,073	10,293	10,142
臨時ごみ	t/年	753	839	785	758	700
事業系ごみ量合計	t/年	19,168	18,294	18,248	17,743	17,109
可燃ごみ	t/年	19,070	18,166	18,113	17,535	16,902
資源ごみ	t/年	98	129	135	208	207

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※人口は外国人登録を含む。

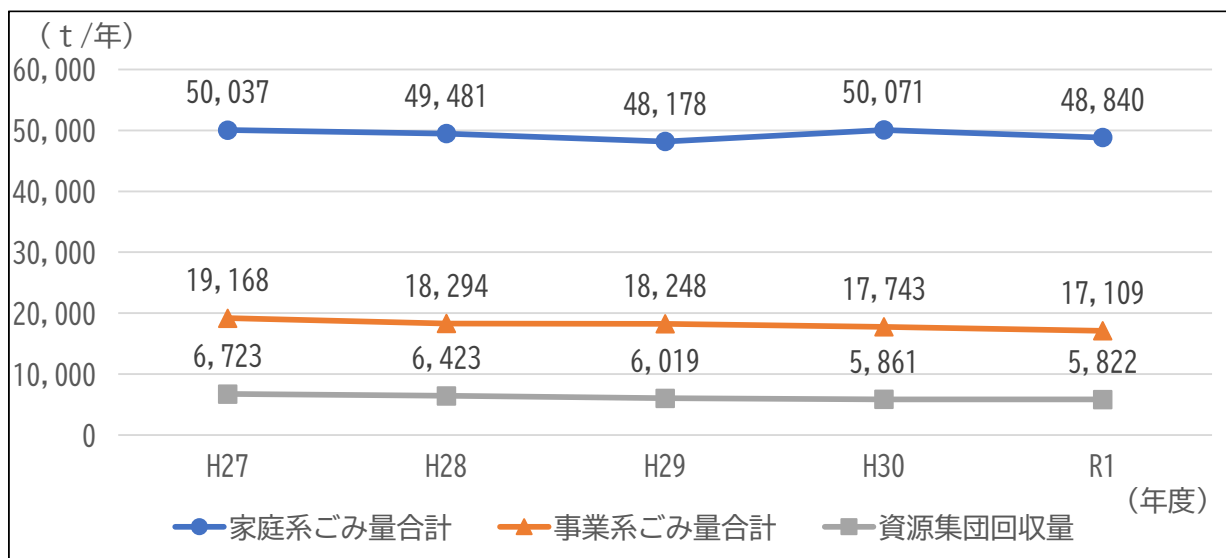


図2-1 ごみ排出量原単位の推移

また、ごみ排出原単位*については過去5年間で家庭系ごみはほぼ横ばいとなっており、1%増加しています。事業系ごみは約8%減少しており、総排出量は約2%減少しています。(表2-2、図2-2)

*ごみ排出原単位：1人1日当たりのごみ排出量を示すもので、排出量÷人口÷365日(閏年は366日)より求められ、単位はg/人・日で表わす。

表2-2 ごみ排出量原単位の推移

項目/年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
人口(各年10月1日時点)	人	239,594	237,762	235,959	233,897	232,050
総排出量(発生量)	g/人・日	865.9	855.0	841.2	863.0	845.1
資源集団回収量	g/人・日	76.7	74.0	69.9	68.7	68.6
排出量(家庭系+事業系)	g/人・日	789.2	781.0	771.3	794.3	776.5
家庭系ごみ量合計	g/人・日	570.6	570.2	559.4	586.5	575.1
可燃ごみ	g/人・日	404.8	404.3	392.5	401.3	398.3
不燃ごみ	g/人・日	40.6	40.0	40.8	55.8	49.1
資源ごみ	g/人・日	116.6	116.2	117.0	120.6	119.4
臨時ごみ	g/人・日	8.6	9.7	9.1	8.9	8.2
事業系ごみ量合計	g/人・日	218.6	210.8	211.9	207.8	201.4
可燃ごみ	g/人・日	217.5	209.3	210.3	205.4	199.0
資源ごみ	g/人・日	1.1	1.5	1.6	2.4	2.4

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※人口は外国人登録を含む。

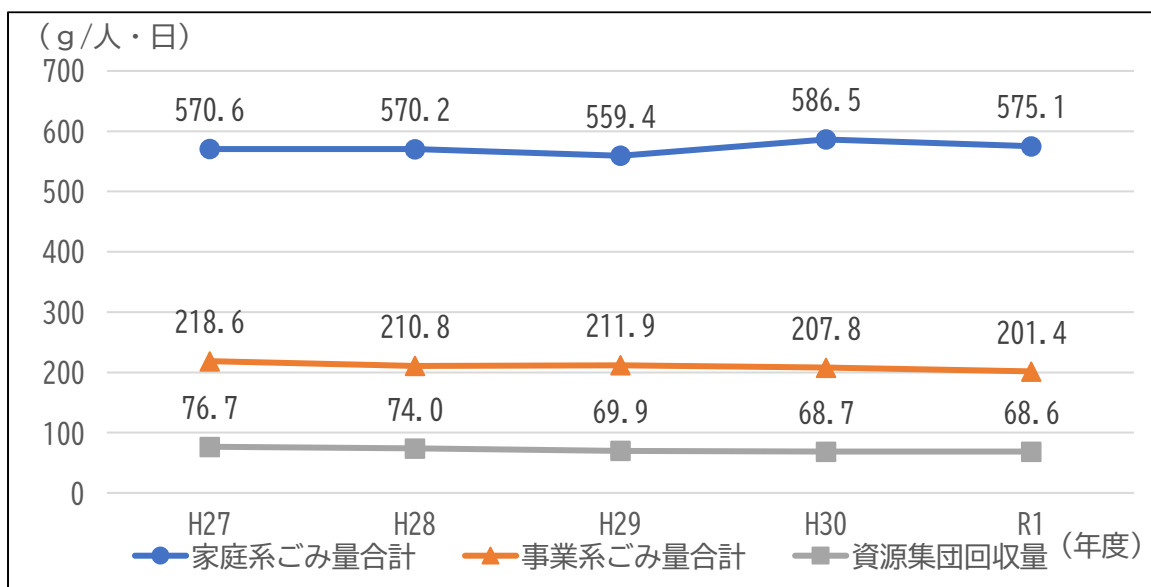


図2-2 ごみ排出量原単位の推移

過去5年間のうち、最もごみ量の多い平成27年度と令和元年度のごみ排出区分内訳について、最も大きく減少しているのは事業系ごみ(2,059 t減)で、次いで家庭系ごみ中の可燃ごみ(1,667 t減)、資源ごみ(86 t減)の順となっています。(図2-3)

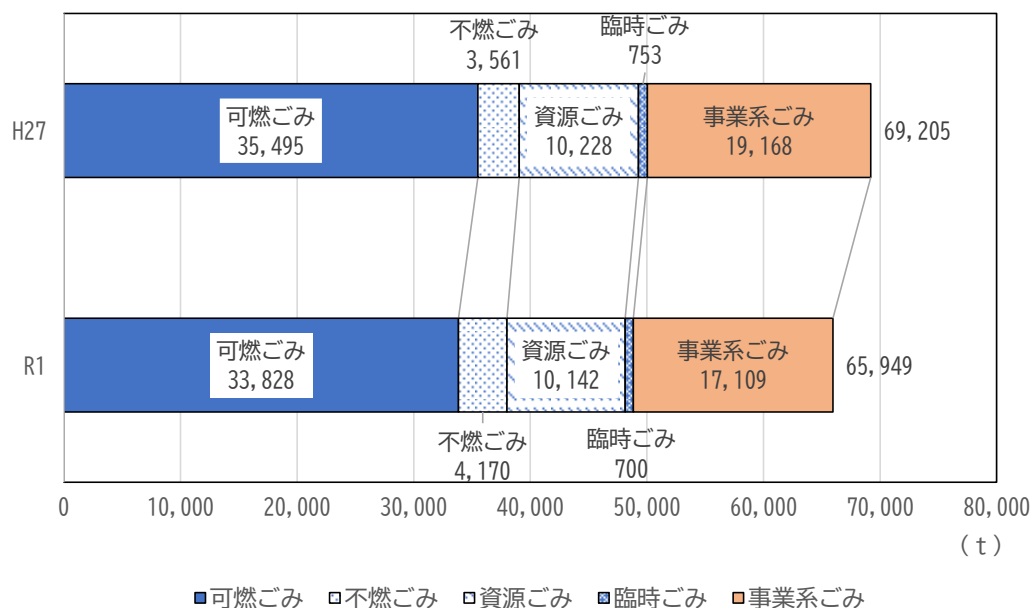


図2-3 ごみ排出区分別内訳の比較

第2節 ごみ処理の流れ

令和元年度における本市のごみ処理フローを示します。(図2-4)

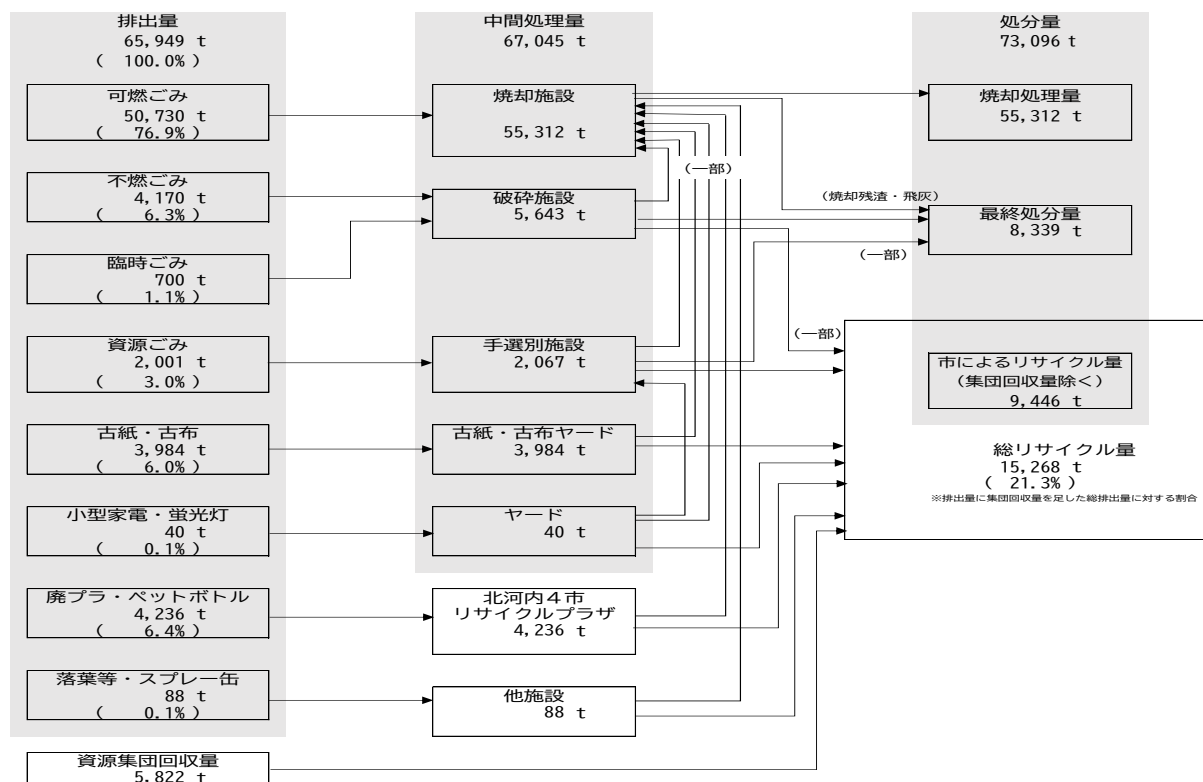


図2-4 ごみ処理フロー

第3節 ごみの中身

1. 可燃ごみ、不燃ごみ中の資源化可能物

平成28年度に実施したごみ質分析調査から、可燃ごみと不燃ごみの合計に占める資源化可能物の割合は、紙類が約15%、プラスチック類が約7%、金属類約1%など、再資源化が可能なものが約25%含まれています。(図2-5)

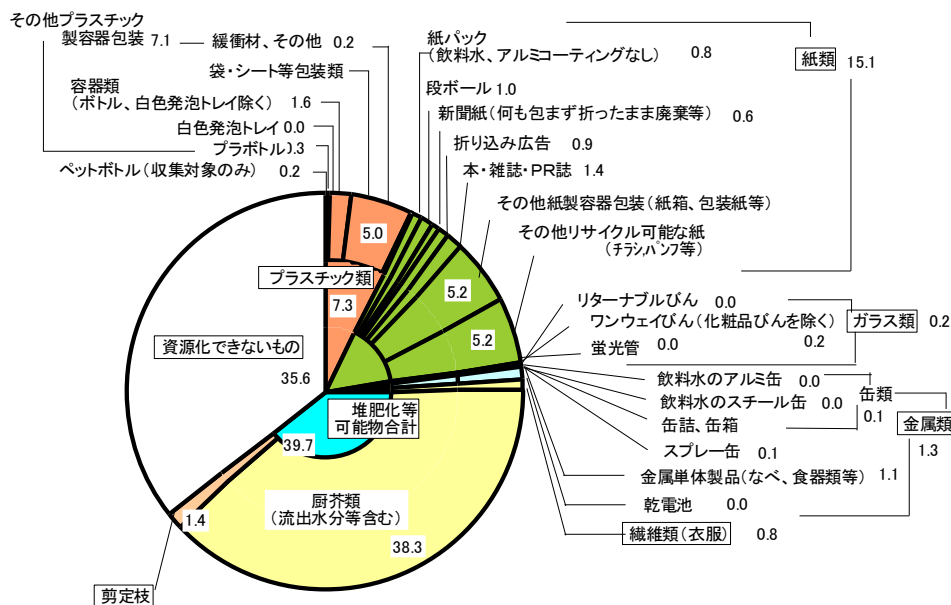


図2-5 資源化可能物の割合（可燃ごみと不燃ごみの合計：重量比）

第4節 収集・運搬

令和元年度における収集区分は家庭系ごみを12区分、事業系ごみを2区分に分別して排出いただき、収集・運搬を行っています。(表2-3)

表2-3 収集区分及び収集方法

排出区分	内容	収集回数	排出形態	収集方法	
家庭	可燃ごみ	週2回（火・金）	ステーション	直営収集及び委託収集	
	古紙・古着	週1回（月/木）			
	不燃ごみ	月2～3回（第1・3・5水）			
	乾電池・ライター類	月2回（第2・4水）			
	缶・びん	週1回（月/木）			
	廃プラ・ペットボトル	容器包装リサイクル法対象のプラスチック製容器包装・ペットボトル	週1回（月/木）	個別	直営収集（有料）
	臨時ごみ	大型家具、大型家電製品、引越しごみ 等	随時・電話申込（引取）		
	蛍光灯	蛍光灯	随時	直接搬入	直接搬入（有料）
	スプレー缶	ハアスプレー、カセットボンバ 等	随時	拠点	委託収集
	小型家電	スマホ、ノートPC、デジカメ等	随時	ボックス	直営収集
	小型充電式電池	ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	随時	ボックス	直営収集
	落葉・剪定枝	落葉・剪定枝	随時	個別	直営収集
事業所	可燃ごみ	工場、事業所、飲食店、販売店 等からの可燃ごみ*	個別	許可収集（有料）	
	缶・びん	工場、事業所、飲食店、販売店 等からの缶・びん			

※魚あら等については、全量、再資源化するため、一般廃棄物再生利用業指定業者が収集し、小島養殖漁業生産組合に引き渡すこととする。

第5節 中間処理

1. 中間処理施設

旧焼却処理施設の老朽化による処理能力の低下や機器機能の低下等により、平成27～29年度に新焼却施設の建設し、平成30年4月に本格稼働を開始しました。(表2-4)

表2-4 中間処理施設の概要

区分	焼却処理施設	破碎処理施設	プラスチック類処理施設
名称	寝屋川市クリーンセンター 焼却施設	寝屋川市クリーンセンター — ごみ処理施設 (破碎・切断・手選別)	北河内4市リサイクルプラザ 「かざぐるま」 (運営主体 北河内4市 リサイクル施設組合)
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目2番1号		寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
敷地面積	16,591㎡		4,866㎡
建築面積	2,749.39㎡	1,992.863㎡	2,063㎡
延床面積	9,641.89㎡	4,849.602㎡	4,618㎡
建設年月	着工：平成27年 7月 竣工：平成30年 3月 稼働：平成30年 3月	着工：平成3年12月 竣工：平成6年 3月 稼働：平成6年 4月	着工：平成18年 7月 竣工：平成19年12月 稼働：平成20年 2月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)	横型衝撃・せん断式 併用回転式	選別・圧縮梱包処理
処理能力	200 t / 24 h (100 t / 24h × 2基)	107 t / 5 h (破碎75 t、切断7 t、 手選別25 t)	53 t / 11 h
処理対象物	可燃ごみ	粗大ごみ、不燃ごみ 資源ごみ	ペットボトル プラスチック製容器包装
付帯設備等	燃焼ガス冷却：廃熱ボイラ式 余熱利用：蒸気タービン発電、 場内給湯 排ガス：高効率乾式 ろ過式集じん器、触媒反応塔 排水処理：処理後再利用（ピット散 水等）及び下水道放流 ・飛灰…薬剤処理	・破碎後選別施設 磁選機、アルミ選別機 可燃物・不燃物分離装置 ・有価物選別施設 手選別ライン、磁選機 アルミロープレス機 金属圧縮機	・集じん・活性炭吸着装置 ・トルエン・T-VOC測定器
発電能力	蒸気タービン：4,710kw 太陽光発電：60kw	—	風力発電：150w

2. 中間処理量の推移

中間処理量の推移は、過去5年間をみると、焼却処理は約5%減少、破碎処理は約17%増加、手選別は約2%減少しています。また、ペットボトル・廃プラは横ばいです。(表2-5、図2-6)

また、資源化量の推移は、過去5年間で増加傾向にあるものは破碎資源化物であり、その他は減少傾向にあります。(表2-6、図2-7)

表2-5 中間処理量の推移

項目/年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
焼却処理対象物	t/年	58,340	57,083	56,051	56,731	55,312
破碎処理対象物	t/年	4,830	4,832	5,021	6,150	5,643
選別処理対象物	t/年	2,109	2,082	2,081	2,084	2,067
ヤード	t/年	4,101	4,057	4,049	4,261	4,089
古紙・古布	t/年	3,925	3,885	3,886	4,090	3,984
小型家電、蛍光管・スプレー缶	t/年	176	172	164	171	105
他施設	t/年	0	0	0	12	88
スプレー缶	t/年					73
落葉等	t/年				12	16
リサイクルプラザ「かざぐるま」	t/年	4,249	4,206	4,204	4,263	4,236
ペットボトル・廃プラ	t/年	4,249	4,206	4,204	4,263	4,236

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

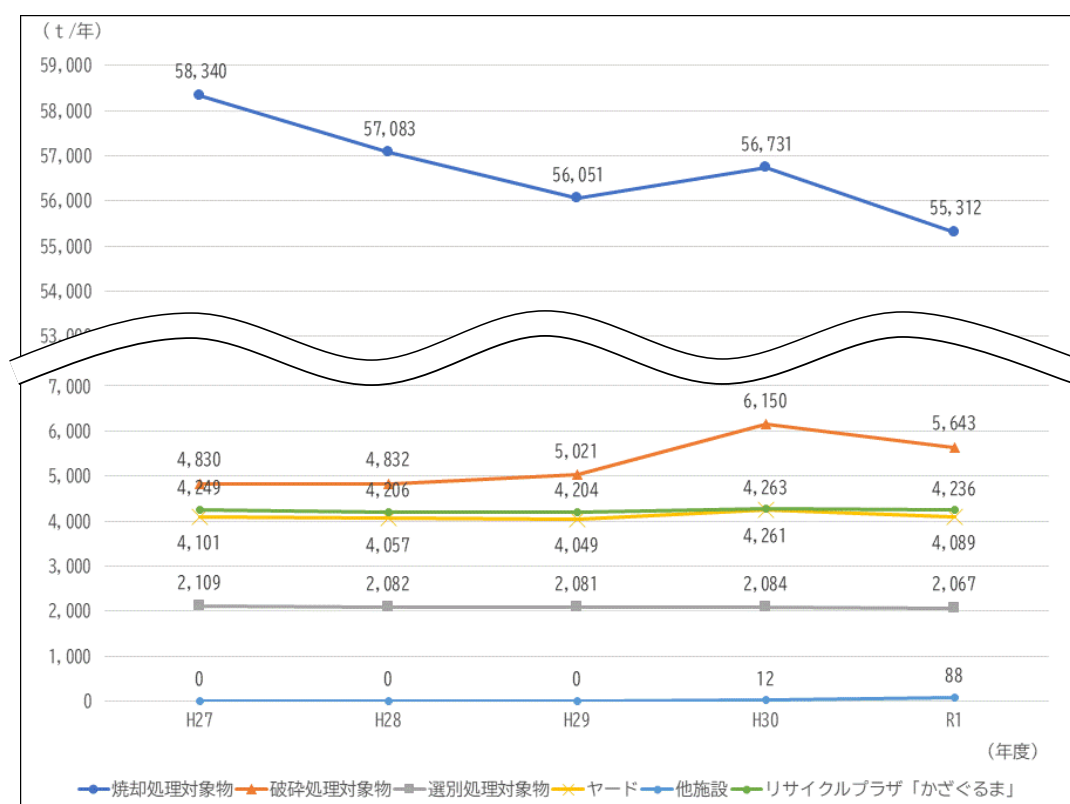


図2-6 中間処理量の推移

表 2-6 資源化量の推移

項目/年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
選別資源化物（ガラス・金属）	t/年	1,454	1,381	968	1,045	1,028
破碎資源化物（鉄・アルミ等）	t/年	478	483	459	622	642
プラスチック・ペットボトル	t/年	4,038	3,979	3,977	4,035	3,981
古紙・古布	t/年	3,895	3,828	3,765	3,930	3,701
乾電池	t/年	32	33	33	35	31
蛍光灯	t/年	33	29	29	30	29
小型家電	t/年				15	17
落葉等	t/年				12	16

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

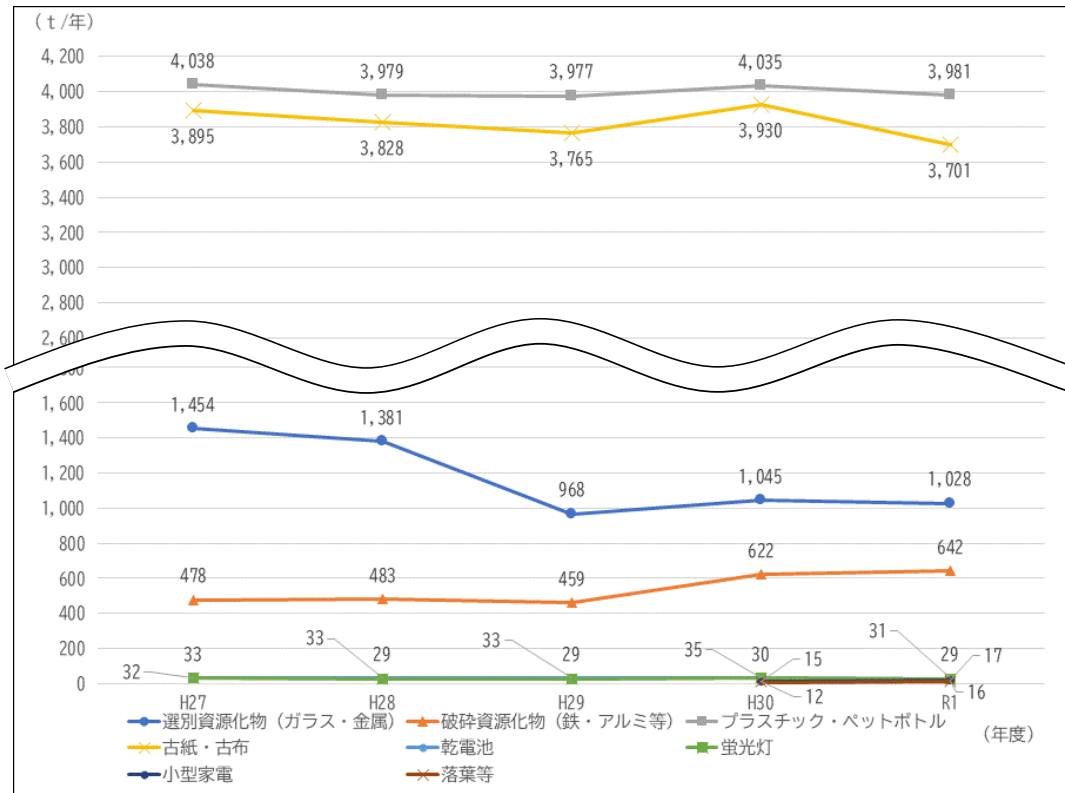


図 2-7 資源化量の推移

市民による資源集団回収量の推移は、過去5年間で、減少傾向です。(図 2-8)

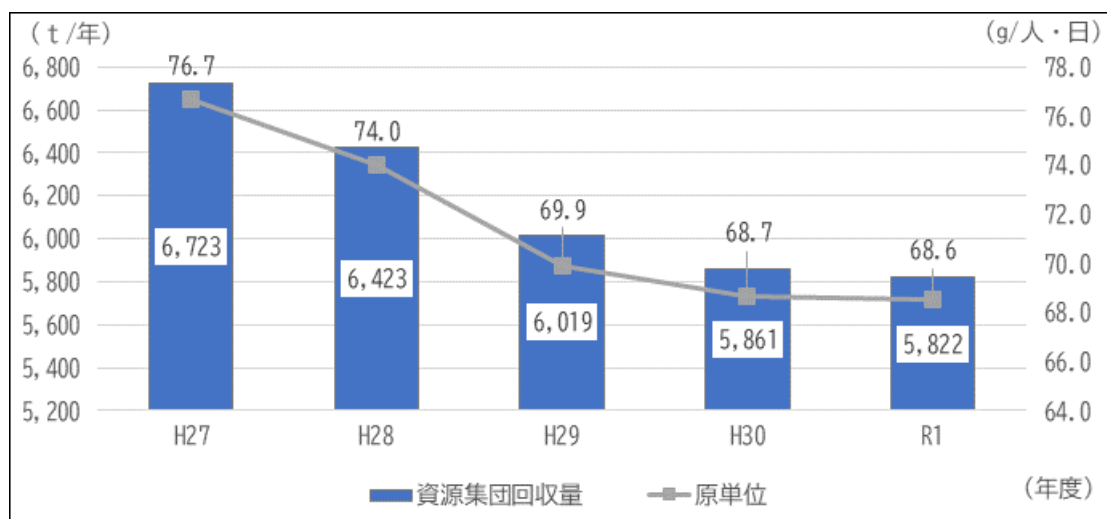


図 2-8 集団回収量の推移

*中間処理：ごみを焼却したり破碎したりしてごみを減量化（減容化）もしくは再資源化を行うこと。

第6節 最終処分*

1. 最終処分の概要

大阪湾フェニックス計画に参画し、市から排出される最終処分対象物（焼却残渣*、選別残渣（埋立）、破碎不燃物）を大阪湾広域臨海環境整備センターにて最終処分を行っています。

2. 最終処分量の推移

最終処分量については減少傾向にあります。要因としては焼却施設の新設による、焼却残渣量の減少が考えられます。選別残渣（埋立）については大きな変化はありません。また、破碎不燃物は増加傾向にあります。(表 2-7、図 2-9)

*最終処分：中間処理により減量化を行った廃棄物のうち、再資源化できないものを処理すること。最終処分場での埋立処分を指す。

*焼却残渣：焼却炉の底部から排出される灰（焼却灰）。H27、H28 には処理飛灰も含まれる。

*処理飛灰：集じん装置によって集められたばいじん（飛灰）。

表 2-7 最終処分量の推移

項目/年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
焼却残渣	t/年	9,711	9,527	8,679	6,059	5,093
処理飛灰	t/年			383	2,195	2,054
選別残渣（埋立）	t/年	139	165	173	244	147
破碎不燃物	t/年	796	784	854	1,125	1,045
合計	t/年	10,646	10,476	10,089	9,623	8,339

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※平成 30 年度災害ごみを含む。

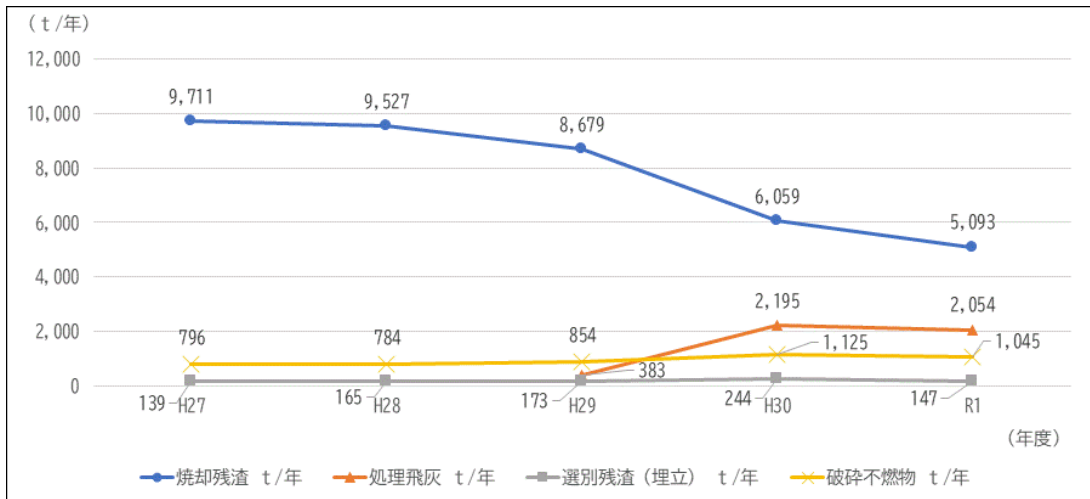


図 2-9 最終処分量の推移

第7節 ごみ処理経費

第8節 比較検討

1. 前計画の目標達成状況

2. 国及び大阪府の目標値との比較

3. 他都市との比較

1) 全国、大阪府及び北河内7市との比較

2) システム分析による類似都市との比較

第9節 ごみ処理における課題

1. 発生回避 (Refuse (リフーズ))

レジ袋有料化を始め、国内全体のプラスチックごみ削減の機運が醸成されることを踏まえて、一層マイバック運動の推進や過剰包装を断るなどの啓発を推進するほか、事業者と連携した取り組みの検討により、さらなる行動促進を行う必要があります。

2. 排出抑制 (Reduce (リデュース))

平成30年度の資源集団回収量を含む総排出量のごみ排出原単位は862.98g/人・日で、全国平均(918.38g/人・日)と比較すると約6%少なく、大阪府平均(960.64g/人・日)と比較しても約10%少なくなっています。しかし、北河内7市平均(834.82g/人・日)と比較すると約3%多くなっています。また、家庭系ごみについては、586.5g/人・日と北河内7市の中で2番目多く、事業系ごみについては、北河内7市の平均値より少ない程度です。

また、令和元年度におけるごみ総排出量は71,771tであり、前計画で定めた目標値(65,856t)と比較して、約8%多くなっています。

ここ数年でごみ排出量が横ばいとなっている状況の中、今後、更なるごみの排出抑制を図るには、若年層も含めた市民全体・事業者に対する啓発の強化やごみの有料化に関する調査など様々な手法について検討し、各種施策を計画的に進めていく必要があります。

そのほか、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、食品ロスに対する施策積極的に進める必要があります。

3. 再利用 (Reuse (リユース))

再利用の推進については、リユース市場の規模が近年拡大しており、市民の意識も不用品をごみにはせず、有効利用する意識が高くなってきていることを踏まえ、より一層の市民の意識高揚に向けた啓発活動の必要があります。また、生きびんについては、酒店の減少に加え、生きびんの用途別推定量も10年間でほぼ半減していることから、時代に応じた取り組みをする必要があります。

4. 再資源化 (Recycle (リサイクル))

平成30年度における資源化量(資源集団回収量を含む)は16,277t、再生利用率は21.1%で、全国平均(15.9%)、北河内7市平均値(17.2%)、大阪府平均(12.6%)と比較して上回っていますが、国の基本方針(廃棄物処理施設整備計画)で定めている目標値(令和4年度において27%)と比較した場合、現時点では目標値を下回っている状況にあります。

リサイクルを推進するため、拠点収集の実施や資源集団回収を行いながら、より高度な物質循環を確保できるよう社会情勢に応じた効果的な取り組みを実施していく必要があります。

しかし、資源化量の伸び悩み及び減少しており、その要因としては、新聞紙購買数の減少や電子書籍普及による紙媒体の減少、環境に配慮した製品の普及、容器包装資材の軽量化等が考えられ、他の自治体でも起こっています。そのことから、さらにリサイクルを推進するためには、分別排出を徹底強化が必要となります。

5. 収集・運搬

令和元年度における収集ごみ量は 65,949t（家庭系：48,840t、事業系：17,109t）であり、平成 27 年度(69,205t)と比較すると約 5%減少しています。これは、ごみ減量化に対する啓発のほか、家庭系ごみでは小型家電の回収、事業系ごみでは手数料の改定や事業者の協力等の成果であると考えられ、量の面では一定の効果がみられます。令和元年時点、家庭系ごみは 12 分別、事業系ごみは 2 分別で収集を実施しているところです。平成 28 年度に実施した市民アンケート調査からは、現状の収集体制で良いが 50%以上を占めています。

今後、分別排出に関する啓発を引き続き実施するとともに、分別区分及び収集頻度については現状を基本としつつ、費用対効果の高い収集運搬体制を維持しながら、超高齢社会等、社会情勢を踏まえた収集体制について検討の必要があります。

また、資源物の持ち去り行為は罰則規定の追加により、大きく減少したが、根絶に至っていないことから、今後はさらなる、不法投棄の抑止、早期発見・未然防止に努める必要があります。

現状、「市で収集・処理できないもの」として取り扱っている品目について、素材の多様化や市民ニーズの向上の観点から、クリーンセンターでの受入が可能か、見直しが必要となっています。

6. 中間処理

令和元年度における中間処理量は 71,435 t であり、平成 27 年度と比較すると焼却処理は約 5%減少、選別処理は約 2%減少しているのに対して、破碎処理は約 17%増加しています。中間処理量全体としては約 3%減少しています。破碎処理の増加は不燃ごみの増加によるものと考えられるため、不燃ごみの分別排出を徹底する必要があります。

また、旧焼却施設の解体工事後には資源物等のストックヤードを整備し、その有効活用方法を検討する必要があります。

7. 最終処分

令和元年度における最終処分量は 8,339 t であり、平成 27 年度と比較すると約 22%減少しています。これは、焼却処理量の減少など減量化施策の成果と焼却施設の新設による焼却効率の向上であると考えられ、量の面では一定の効果がみられます。しかし、大阪湾フェニックス計画が令和 14 年度までの計画であることから、最終処分場の確保に向けて、国等へ要望を行う必要があります。

8. 災害時体制

災害時における体制の強化、広域的な支援・連絡体制の確立に加え、SDGs の目標の一つであるパートナーシップを目指し、市民・事業者・行政の協働した取り組みが必要です。

第2章 計画の基本的事項の検討

第1節 計画のめざす姿

1. 基本理念

本市では、市民がまちづくりの主役であるという「寝屋川市みんなのまち基本条例」の理念に基づき協働によるまちづくりを進めており、まちづくりの方向性と目標を明確に定め、その目標に向けて効果的に施策を実施するため、

(第六次寝屋川市総合計画について記載)

さらに、「寝屋川市環境基本計画」において、「自然環境・生物多様性」「生活環境」「資源循環」「脱炭素社会」「ひとが育ち繋がるまち」を基本目標として取り組んでいます。本市では4Rの精神に基づく資源循環型社会の実現に向けて、各種施策を推進してきました。一方社会情勢は大きく変化しており、少子・高齢化の進行や人口減少などコミュニティの変化やSDGsの採択、プラスチック資源循環戦略、食品ロス削減推進法などの策定、レジ袋の有料化などによる環境問題への関心が高まっています。

今後、4Rを推進しますが、減量のみにとどまらず、質に着目し、食品ロスの削減や雑がみ・プラスチック類の資源化可能物の資源化の徹底など、質の高い循環共生型のまちへ進化が求められています。若年層や環境問題に無関心な層も取り込み、市民一人一人が環境にやさしい新しいライフスタイルの形成、事業者が環境への負荷が少ないビジネススタイルの構築、行政は取り組みやすい環境整備や情報提供を行う、など、三者が一体となり持続可能な循環型社会のまちづくりを推進します。

このような考え方にに基づき、本計画における基本理念を以下のように設定します。

持続可能な循環共生型のまち ねやがわ
～みんなできとくむ、ごみの排出抑制、循環的な利用の推進～

2. 基本方針

市域全体でごみの減量を実現するためには、市民、事業者、行政それぞれの責務と協力が必要不可欠です。寝屋川市は、率先してごみの減量に関し、市民、事業者の自主的な活動の促進を実現するため、減量施策に関する情報発信と取組を推進し、三者協働の体制を構築するとともに、排出抑制など4Rについて意識の高揚につながる啓発を行い、ごみの減量化・再資源化を促進します。

●基本方針1 “もったいない”による4Rの深化

“もったいない”を合言葉に一人一人がライフスタイルの見直しを行い、ただ減量するのではなく、資源化可能物（古紙やプラスチック類、食品残渣など）の確実な資源化、質の高い資源化をめざします。Refuse(リフューズ：断る)、Reduce(リデュース：発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の4Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」をめざします。

●基本方針2 安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行います。また、適正処理を図りつつ、エネルギー回収を積極的に行い、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざします。

●基本方針3 責任と役割に応じた行動の推進

廃棄物処理法において、国民(市民)・事業者・行政の責務が定められています。市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がることにより、相乗効果をもたらし、「やさしさと循環のあるまち」の実現をめざします。

第2節 ごみ排出量の推計

過去の原単位推移を5種類の予測式（等差級数法、対数級数法、等比級数法、べき級数法、逆数級数法）にあてはめ、そのトレンド（傾き）から将来の原単位推移を予測します。予測した将来の原単位に「寝屋川市人口ビジョン」（平成28年2月策定）が示す将来人口を乗じて、将来のごみ排出量を算出します。（予測の詳細は資料編に記載）

ごみ総排出量は令和元年度実績 71,771 t に対して、最終年度は 63,157 t であり、約 12% の減量が見込まれます。（表 2-8、図 2-10）

ごみ総排出量原単位は令和元年度実績 845.06g/人・日に対して、最終年度は 804.71g/人・日であり、約 5% の減少が見込まれます。（表 2-9、図 2-11）

人口の減少が令和元年度から最終年度では約 7% 減少していることから、人口減少に加えてさらに 5% のごみ総排出量が減少する予測となりました。

表 2-8 ごみ排出量の予測

項目/年度	単位	実績	予測	
			中間	最終
		R1	R7	R12
人口	人	232,050	222,739	215,025
総排出量（発生量）	t	71,771	66,460	63,157
資源集団回収量	t	5,822	4,698	4,074
排出量（家庭系+事業系）	t	65,949	61,762	59,083
家庭系ごみ量合計	t	48,840	45,702	44,105
可燃ごみ	t	33,828	30,803	29,106
不燃ごみ	t	4,170	4,134	4,367
資源ごみ	t	10,142	10,143	10,082
臨時ごみ	t	700	622	551
事業系ごみ量合計	t	17,109	16,060	14,977
可燃ごみ	t	16,902	15,832	14,684
資源ごみ	t	207	228	293

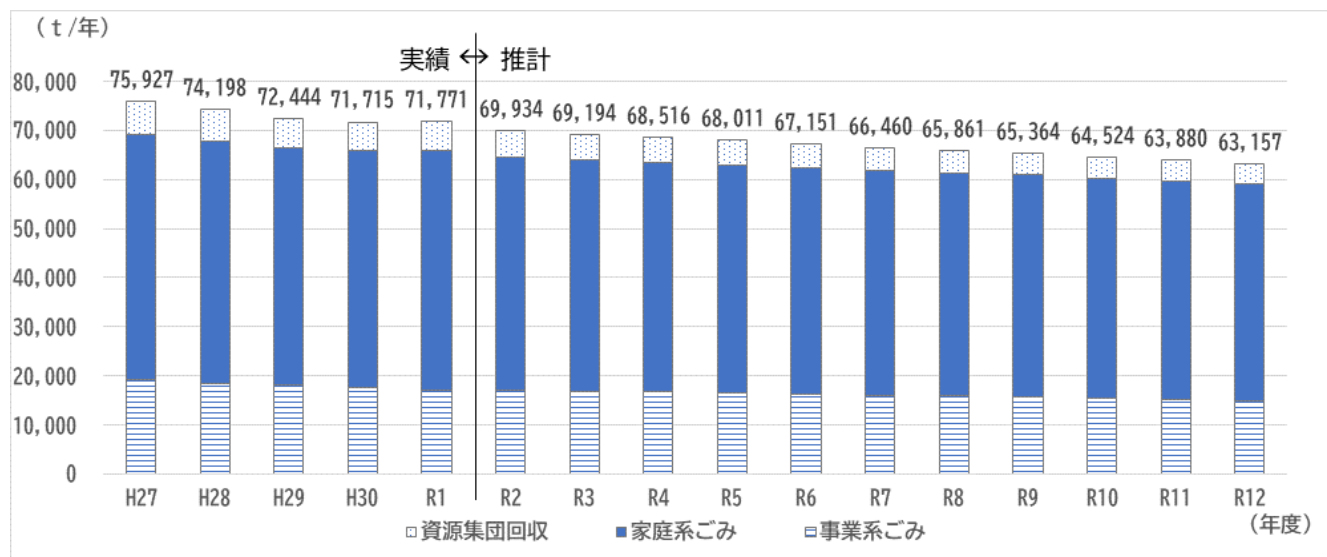


図 2-10 ごみ排出量の推移

表 2-9 ごみ排出量原単位の予測

項目/年度	単位	実績	予測	
			中間	最終
		R1	R7	R12
人口	人	232,050	222,739	215,025
総排出量（発生量）	g/人・日	845.06	817.47	804.71
資源集団回収量	g/人・日	68.55	57.78	51.91
排出量（家庭系+事業系）	g/人・日	776.51	759.69	752.80
家庭系ごみ量合計	g/人・日	575.07	562.15	561.97
可燃ごみ	g/人・日	398.30	378.88	370.85
不燃ごみ	g/人・日	49.11	50.85	55.64
資源ごみ	g/人・日	119.42	124.77	128.46
臨時ごみ	g/人・日	8.24	7.65	7.02
事業系ごみ量合計	g/人・日	201.44	197.54	190.83
可燃ごみ	g/人・日	199.01	194.74	187.10
資源ごみ	g/人・日	2.43	2.80	3.73

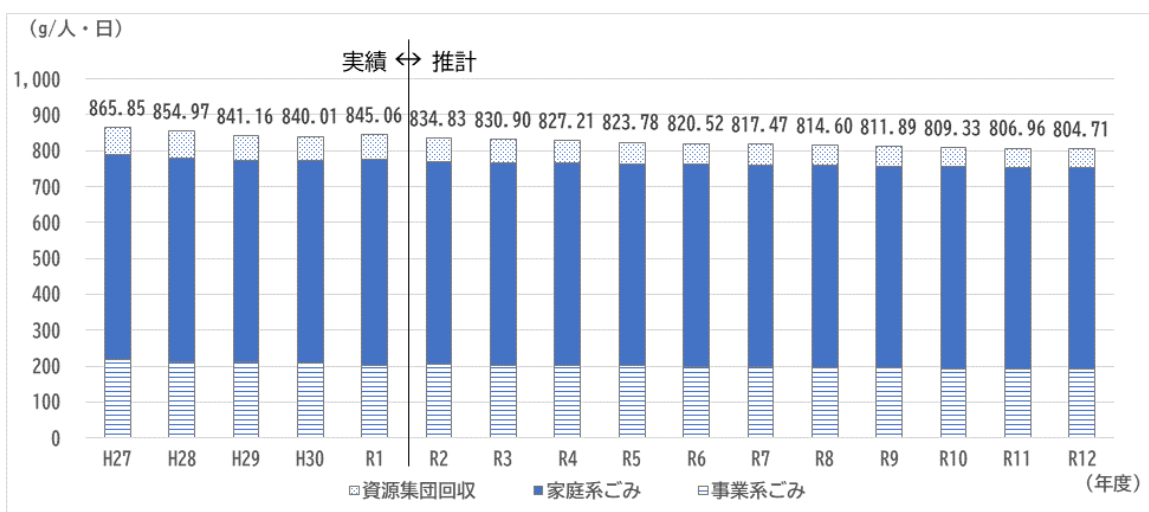


図 2-11 ごみ排出量の推移

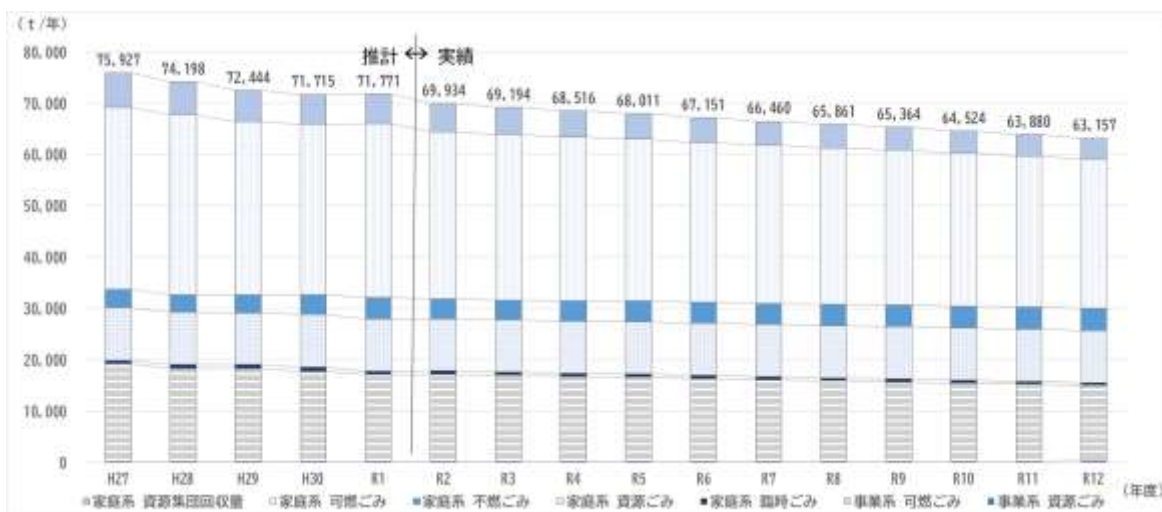


図 2-12 ごみ排出区分別内訳の比較

第3節 ごみ減量目標値の設定

1. 目標の設定年度

ごみ減量化・再資源化の計画期間を10年とし、目標年度を令和12年度とします。なお、基準年度は、令和元年度とし、中間年度を設けます。

目標年度	令和12年度（2030年度）
中間目標年度	令和7年度（2025年度）
基準年度	令和元年度（2019年度）

2. 減量化・再資源化目標の全体目標

項目	令和12年度（2030年度） 目標値	令和元年度（2019年度） 実績	削減量・率
総排出量	59,051 t	71,771 t	12,720 t（17.7%） 削減
総排出量原単位	752.4 g/人・日	845.1 g/人・日	92.7 g/人・日 削減
家庭系ごみ	41,632 t	48,840 t	7,208 t（14.8%） 削減
事業系ごみ	13,345 t	17,109 t	3,764 t（22%） 削減
リサイクル率	27.4%	21.3%	6.1%増加
焼却処理量	46,212 t	55,312 t	9,099 t（16.5%） 削減

3. 減量化・再資源化目標の個別目標

基本理念に基づき、循環型社会の構築をめざし、4Rの推進及び適正処理の考え方に立った目標値とします。

●Reduce（リデュース）に関する目標

○家庭系ごみ食品ロスの削減

平成12年度の半数を削減する	
平成12年度（2000年度）	令和12年度（2030年度）
6,173 t	3,086 t
66.45g/人・日	39.33g/人・日

○事業系ごみの削減

令和元年度から22%削減する	
令和元年度（2019年度）	令和12年度（2030年度）
17,109 t	13,345 t
201g/人・日	170g/人・日

●Reuse（リユース）に関する目標

○臨時ごみのリユースの促進

令和元年度から 2.85g/人・日削減する	
令和元年度（2019年度）	令和12年度（2030年度）
700 t	423 t
8.24g/人・日	5.39g/人・日

●Recycle（リサイクル）に関する目標

○家庭系不燃物ごみに含まれる小型家電の回収促進

平成12年度の半数を資源化する	
平成12年度（2000年度）	令和12年度（2030年度）
823 t	411 t
8.86g/人・日	5.24g/人・日

○家庭系可燃ごみ・不燃ごみに含まれるペットボトル・廃プラの回収促進

平成20年度の60%を資源化する	
平成20年度（2008年度）	令和12年度（2030年度）
2,691 t	1,076 t
30.28g/人・日	13.71g/人・日

○家庭系可燃ごみ・不燃ごみに含まれる古紙（雑がみ）の分別促進

平成20年度の半数を資源化する	
平成20年度（2008年度）	令和12年度（2030年度）
8,198 t	4,099 t
92.26g/人・日	52.23g/人・日

1) 食品ロスの削減（令和 12 年度に平成 12 年度の半数を削減する）

現況

平成 28 年度に実施されたごみ質分析調査では家庭系ごみに含まれる手付かず食品（直接除去）は約 4.7%含まれていました。

さらに環境省「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（H30）」より家庭系ごみ厨芥類のうち過剰除去が 3.5%、食べ残しが 4.1%含まれているとされています。そのことから、食品ロスは家庭系ごみの 12.3%が含まれていると考えられます。

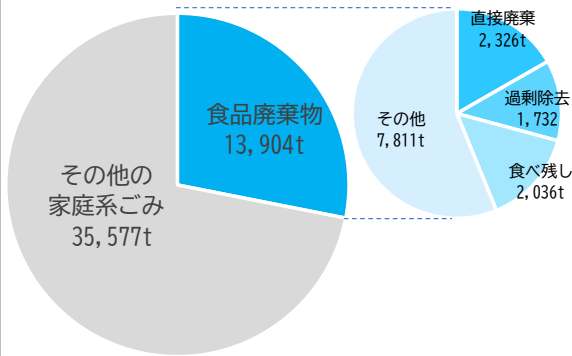


図 2-13 H28 家庭ごみに含まれる食品ロス量

社会情勢

令和元年に“食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）”が施行され、食品ロスの定義や施策による食品ロス削減の推進、基本的な方針や施策が盛り込まれています。

食品ロスの削減目標等

<目指すところ>

「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」

<食品ロス削減目標>

家庭系食品ロス 2000 年度比で 2030 年までに食品ロス量を半減（「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づく）

事業系食品ロス 2000 年度比で 2030 年までに食品ロス量を半減（「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」に基づく）

目標値の設定

食品ロス削減推進法を踏まえて、平成 12 年度（2000 年度）を基準年度とし、令和 12 年度（2030 年度）に家庭系ごみの食品ロスを半減とします。

基準年度 H12 (2000)	目標年度 R12 (2030)
家庭系ごみに含まれる食品ロス量	
6,173 t	3,086 t

※H12の食品ロス量は H22 実施されたごみ質分析調査の結果を用いて算出

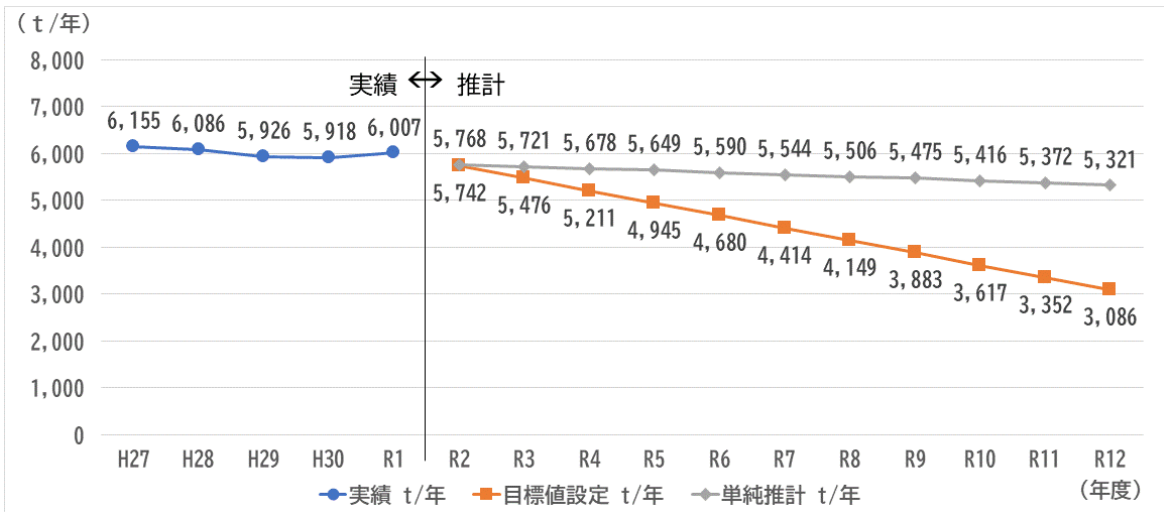


図 2-14 家庭ごみに含まれる食品ロス量の推計

コラム 一人当たりの削減量

- ・ 27.12g/人・日の削減
- ・ 年間 2.26g/人・日の削減

2) 事業系ごみの削減（令和 12 年度に令和元年度から 22%削減する）

目標値の設定

事業系ごみは多量排出事業者に対する指導や食品ロス削減の啓発等を行っており、減少傾向にあります。

しかし、平成 28 年度に実施されたごみ質分析調査ではで 4 分野の事業所※において発生抑制が可能なごみが約 22～45%含まれており、資源化可能物が約 14～69%含まれていました。

そのことから、削減目標値を設定し、更なる事業系ごみの削減の推進を行います。

令和元年度（2019 年度）から **22%削減**とします。

※飲食店街、飲食・食品小売混在商店街、スーパー、オフィスビル

基準年度 R1 (2019)	目標年度 R12 (2030)
201 g/人・日	170 g/人・日
17,109 t	13,345 t

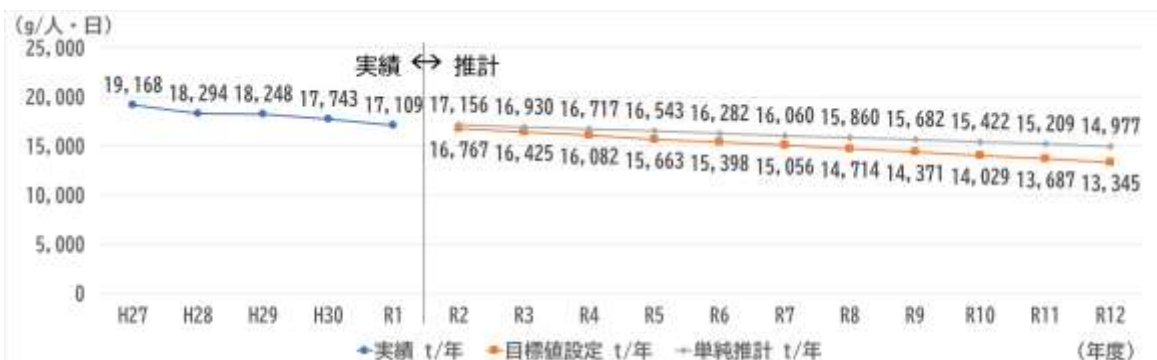


図 2-15 事業系ごみ量の推計

3) 臨時ごみのリユースの促進（令和 12 年度に令和元年度から 2.85 g/人・日削減する）

目標値の設定

臨時ごみは減少傾向となっていますが、リユース意識の啓発から、目標値を設定しました。

臨時ごみの市民 1 人 1 日当たりの排出量を令和元年度(2019 年度)の 8.24g/人・日から **2.85g/人・日削減**とします。

基準年度 R1 (2019)	目標年度 R12 (2030)
8.24 g/人・日	5.39 g/人・日
700 t	423 t



図 2-16 臨時ごみ量の推移

コラム 一人当たりの削減量

1 世帯が 1 年間にプラスチック製衣装ケース 1 個 (2.2kg) をリユース事業として排出した場合、2.85g/人・日削減

4) 小型家電の回収促進 (令和12年に平成12年度の半数を資源化する)

社会情勢

平成25年に“小型家電リサイクル法”が施行され、使用済み小型家電機器(対象:28品目)などの再資源化が促進されました。

本市では平成30年から16品目を対象に小型家電のボックス回収を行っています。広報誌やホームページでの呼びかけにより平成30年度は3.4t、令和元年度は7.6tの小型家電が回収されました。

しかし、平成28年度に実施されたごみ質分析調査では家庭から排出される不燃ごみに小型家電が約20.7%含まれていました。

目標値の設定

国の目標などで基準年度とされることが多い平成12年度(2000年度)を基準年度とし、不燃ごみに含まれると考えられる小型家電量の半数を資源化とします。

基準年度 H12 (2000)	目標年度 R12 (2030)
不燃ごみに含まれる小型家電量	
823 t	411 t

※H12の小型家電量はH22実施されたごみ質分析調査の結果を用いて算出

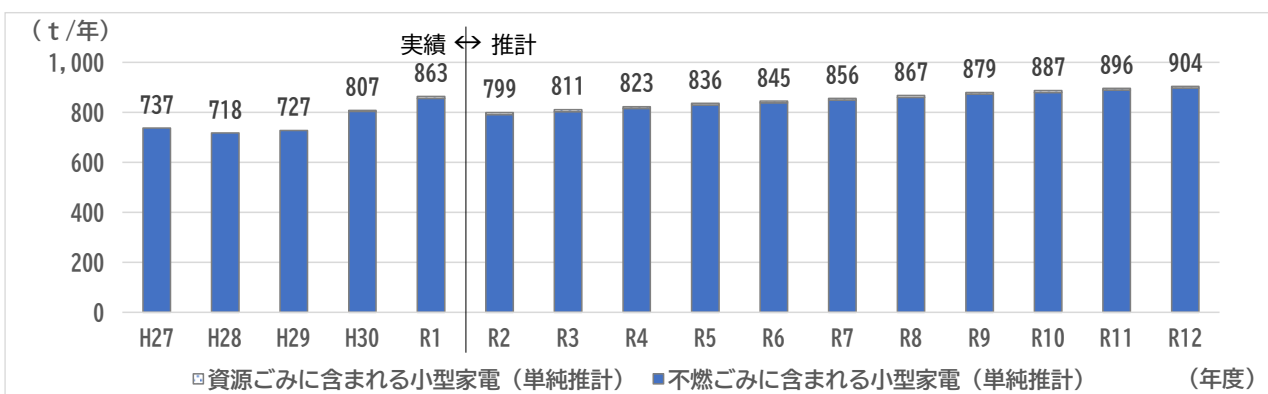


図 2-17 小型家電量推移 (単純推計)

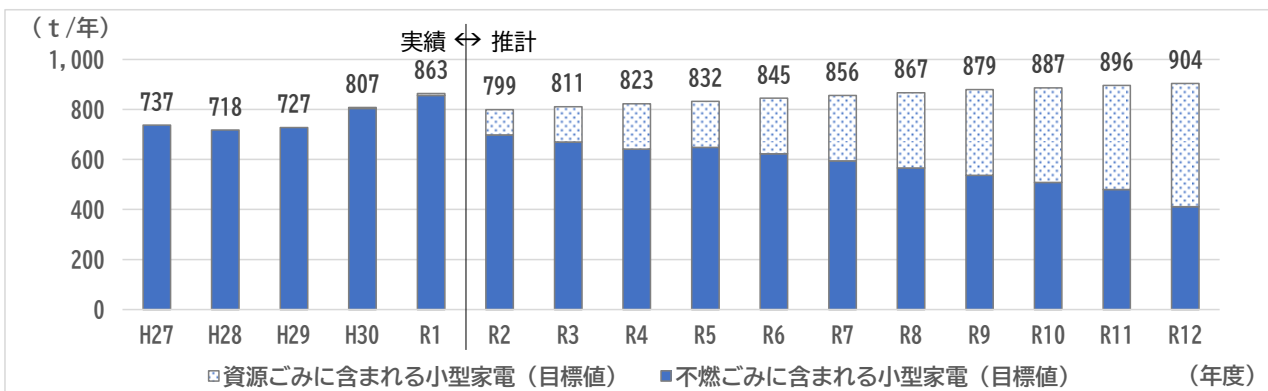


図 2-18 小型家電量推移 (目標値達成時)

コラム 一人当たりの資源化量

- ・ 3.62g/人・日の削減
- ・ 年間 0.3g/人・日の削減

5) ペットボトル・廃プラの回収促進 (令和12年に平成20年度の60%を資源化する)

現況

ペットボトル・廃プラの排出量は約4.2千tと過去5年横ばいとなっています
 しかし、平成28年度に実施されたごみ質分析調査では家庭から排出される可燃ごみに約7.5%、不燃ごみに約4.2%の資源化可能な廃プラ・ペットボトルが含まれていました。
 そのことから、令和元年度の排出量に換算すると約2.7千tが可燃ごみ・不燃ごみとして排出されていると考えられます。

社会情勢

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための“プラスチック資源循環戦略”が令和元年に策定されました。

マイルストーン

<リデュース>

- ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制<リユース・リサイクル>
- ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用<再生利用・バイオプラスチック>
- ⑤2030年までに再生利用を倍増⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

目標値の設定

プラスチック資源循環戦略のマイルストーン③を踏まえて、最もペットボトル・廃プラの排出量が多い平成20年度(2008年度)を基準年度とし、令和12年度(2030年度)に可燃ごみ・不燃ごみに含まれるペットボトル・廃プラの60%を資源化とします。

基準年度 H20(2008)	目標年度 R12(2030)
可燃ごみ・不燃ごみに含まれるペットボトル・廃プラ	
2,691 t	1,076 t

※H20のペットボトル・廃プラ量はH22実施されたごみ質分析調査の結果を用いて算出

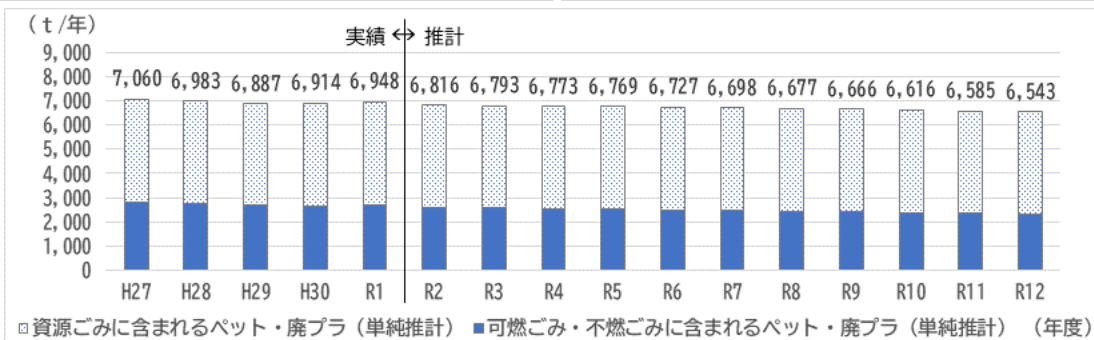


図 2-19 ペットボトル・廃プラ推計値 (単純推計)

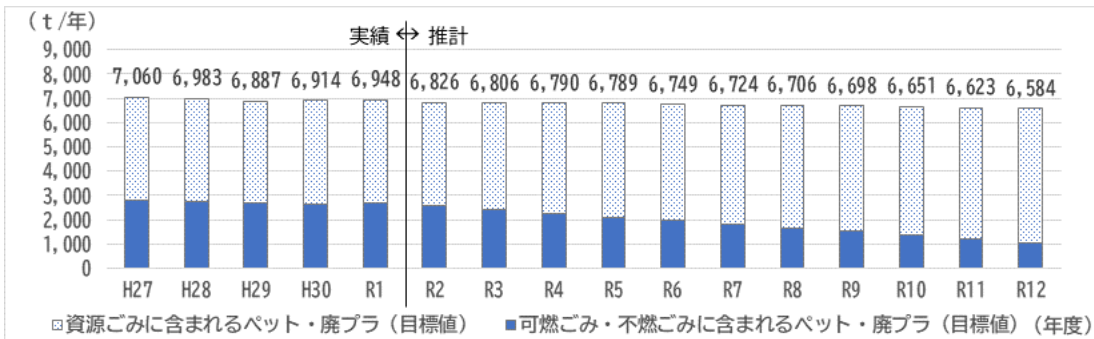


図 2-20 ペットボトル・廃プラ推計 (目標値達成時)

コラム 一人当たりの資源化量

- ・16.57g/人・日の削減
- ・年間1.38g/人・日の削減

6) 古紙（雑がみ）の分別促進（令和12年度に平成20年度の半数を資源化する）

社会情勢

新聞紙購買数の減少や電子書籍普及による紙媒体の減少に加え、新聞社による自主回収、スーパー等の民間古紙回収ボックス等から、市の古紙の回収量は減少傾向にあります。

現況

古紙として排出できる“雑がみ”の広報や「雑がみ救出作戦」などの取組を行ってきました。

しかし、平成28年度に実施されたごみ質分析調査では家庭から排出される可燃ごみに約16%、不燃ごみに約3%の資源化可能な古紙類が含まれていました。

そのことから、令和元年度の排出量に換算すると約5.5千tが可燃ごみ・不燃ごみとして排出されていると考えられます。

目標値の設定

古紙・古着の収集を開始した平成20年度（2008年度）を基準年度とし、可燃ごみ・不燃ごみに含まれると考えられる古紙の半数を資源化とします。

基準年度 H20 (2008)	目標年度 R12 (2030)
可燃ごみ・不燃ごみに含まれる古紙量	
8,198 t	4,099 t

※H20の古紙量はH22実施されたごみ質分析調査の結果を用いて算出

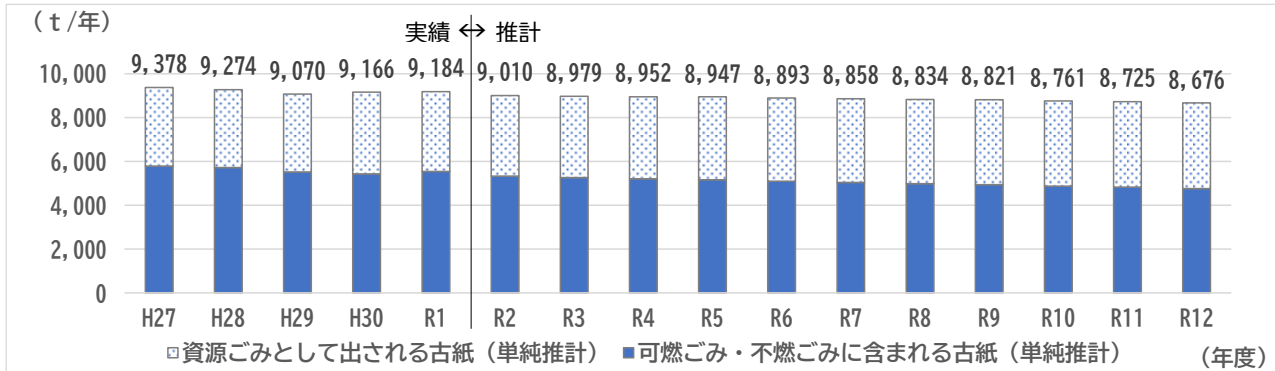


図 2-21 古紙量の推移（単純推計）

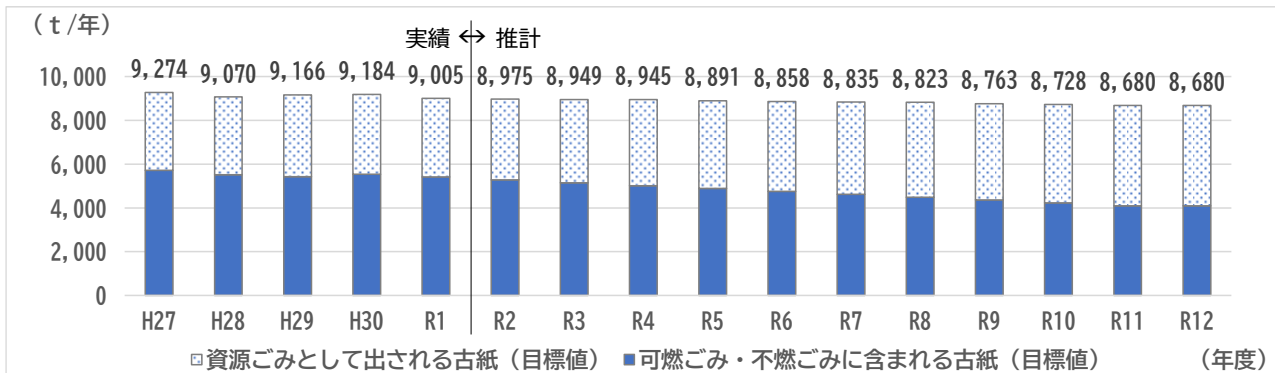


図 2-22 古紙量の推移（目標達成時）

コラム 一人当たりの資源化量

- ・ 13.02g/人・日の削減
- ・ 年間 1.09g/人・日の削減

7) まとめ

項目	基準年度	目標値
不燃ごみに含まれる小型家電を H12(2000)から R12(2030)までに <u>半分を資源化</u>	H12(2000) 823 t	R12(2030) 411 t
可燃ごみ・不燃ごみに含まれるペットボトル・廃プラを H20(2008)から R12(2030)までに <u>60%を資源化</u>	H20(2008) 2,691 t	R12(2030) 1,076 t
家庭系ごみに含まれる食品ロスを H12(2000)から R12(2030)までに <u>半分を削減</u>	H12(2000) 6,173 t	R12(2030) 3,086 t
可燃ごみ・不燃ごみに含まれる古紙を H20(2008)から R12(2030)までに <u>半分を資源化</u>	H20(2008) 8,198 t	R12(2030) 4,099 t
<u>臨時ごみ</u> を R1(2019)から R12(2030)までに リユースによって <u>2.85g/人・日減量</u>	R1(2019) 8.24 g/人・日	R12(2030) 5.39 g/人・日
<u>事業系ごみ</u> を R1(2019)から R12(2030)までに <u>22%削減</u>	R1(2019) 17,109 t	R12(2030) 13,345 t

表 2-10 目標達成時のごみ排出量予測

項目/年度	単位	実績	予測	
			中間	最終
		R1	R7	R12
人口	人	232,050	222,739	215,025
総排出量(発生量)	t	71,771	64,162	59,051
資源集団回収量	t	5,822	4,698	4,074
排出量(家庭系+事業系)	t	65,949	59,465	54,977
家庭系ごみ量合計	t	48,840	44,409	41,632
可燃ごみ	t	33,828	28,703	24,937
不燃ごみ	t	4,170	3,806	3,728
資源ごみ	t	10,142	11,356	12,544
臨時ごみ	t	700	543	423
事業系ごみ量合計	t	17,109	15,056	13,345
可燃ごみ	t	16,902	14,828	13,052
資源ごみ	t	207	228	293

表 2-11 目標達成時のごみ排出量原単位予測

項目/年度	単位	実績	予測	
			中間	最終
		R1	R7	R12
人口	人	232,050	222,739	215,025
総排出量(発生量)	g/人・日	845.06	789.22	752.41
資源集団回収量	g/人・日	68.55	57.78	51.91
排出量(家庭系+事業系)	g/人・日	776.51	731.44	700.50
家庭系ごみ量合計	g/人・日	575.07	546.25	530.47
可燃ごみ	g/人・日	398.30	353.05	317.74
不燃ごみ	g/人・日	49.11	46.82	47.50
資源ごみ	g/人・日	119.42	139.70	159.84
臨時ごみ	g/人・日	8.24	6.68	5.39
事業系ごみ量合計	g/人・日	201.44	185.19	170.03
可燃ごみ	g/人・日	199.01	182.39	166.30
資源ごみ	g/人・日	2.43	2.80	3.73

●単純推計と目標値達成時の比較

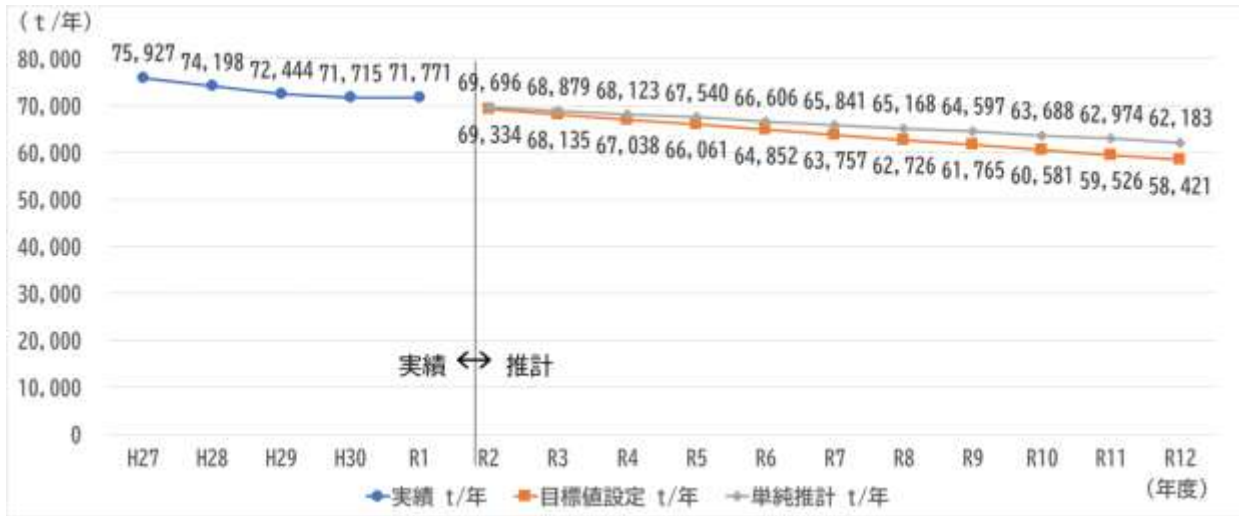


図 2-23 総排出量推移予測

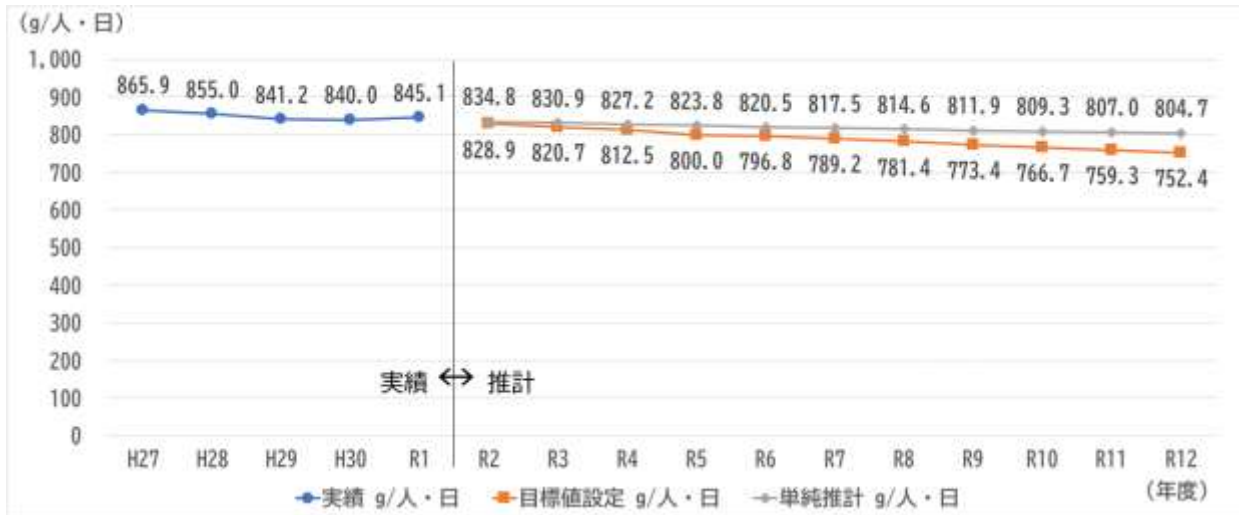


図 2-24 総排出量原単位推移予測

コラム 国の目標値

第四次循環型社会形成推進基本計画の目標である令和7年度時における本市の推計値を表に示します。単純推計、目標達成時ともに1人1日当たりのごみ量は達成見込みであり、事業系ごみ排出量の削減割合は、目標値達成時は達成見込みとなっています。

第四次循環型社会形成推進基本計画 (H30.6)		寝屋川市		
基準年度	平成 12(2000)年度	目標値	単純推計	目標値達成時
目標年度	令和 7(2025)年度	R7	R7	R7
①1人1日当たりのごみ排出量 (計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)		約 850 g/人・日	約 817 g/人・日	約 789 g/人・日
②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみを除いた値)		約 440 g/人・日	約 437 g/人・日	約 407 g/人・日
③事業系ごみ排出量		約 1,100 万 t (-38.9%) ^{※1}	約 16,060 t (-38.5%) ^{※2}	約 15,056 万 t (-40.5%) ^{※2}

※1 環境省一般廃棄物実態調査結果 (H12) より、事業系ごみの全国合計との割合差

※2 寝屋川市平成 12 年度事業系ごみとの割合差

第4節 行動計画

ごみ減量化目標をはじめとする各種目標値を達成するためには、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場からできることを実践していく必要があります。資源循環型社会を構築するには、一人一人がライフスタイルを「意識的に変える」ことが重要です。一つ一つの行動は小さなものでも、継続的に実践することで、大きな目標に到達することが可能です。本市が掲げるごみ処理基本計画の基本理念及び3つの基本方針に基づき、目標達成のために我々が実践すべき行動計画を以下に示します。

また、循環型社会形成推進に向けた、市町村が取り組みやすい制度の構築や拡大生産者責任の原則に基づく費用負担等の制度化等を、引き続き国に要望していきます。

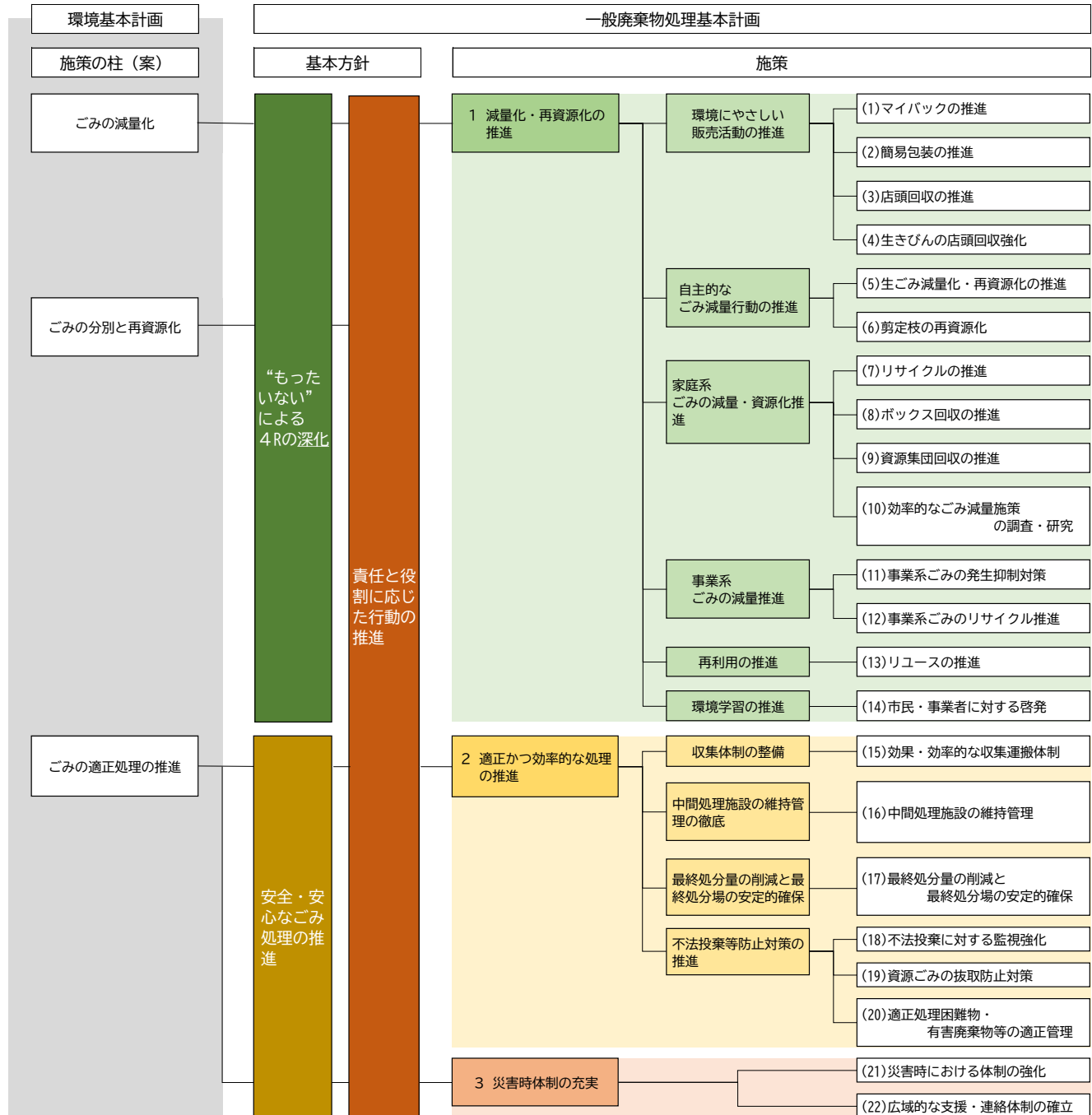


図 2-25 施策の体系

1. 減量化・再資源化の推進

基本的な考え方

“もったいない”を合言葉に4Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」に向かって市民、事業者、行政間の相互理解と認識を深めます。また、その優先順位(Refuse→Reduce→Reuse→Recycle)を理解し、一人一人がライフスタイルの見直しを行うことにより、減量化・再資源化を推進します。

取組方針

①環境にやさしい販売活動の推進

買い物袋持参運動、簡易包装の更なる推進を業者と連携を図りながら推進します。また、店頭回収の奨励も引き続き取り組んでいきます。

②自主的なごみ減量行動の推進

若年層も含めた市民全体に対し4Rの理解をさらに深める啓発を実施するとともに、食品廃棄物の削減、雑紙の分別など各家庭の生活の中でできるごみ減量行動を進める取組を行います。

また、食品ロス削減推進法をふまえ、生ごみのうちの何が問題であるかの課題認識を提供しつつ、削減のポイントを周知していくことで、質の向上を図ります。加えて、生ごみの堆肥化等、様々な調査を行い、生ごみの減量化・再資源化を推進します。

また、剪定枝においても、さらなる分別及び資源化の体制を強化していきます。

③家庭系ごみの減量・資源化推進

リサイクルを推進するため、拠点収集の実施や資源集団回収を行いながら、より高度な物質循環を確保できるよう社会情勢に応じた効果的な取り組みを行います。

可燃ごみにはペットボトル・廃プラスチック、古紙などの資源化可能物が混入していることから、分別に関するさらなる啓発を行います。

小型家電及び小型充電式電池のボックス回収について広報の強化、さらに事業者と連携した取組の充実を実現します。

雑紙について分別収集及び集団回収の利用を広報していくほか、集団回収についてごみ減量推進登録団体の増加及び活用の促進に向けて効果的な広報を行っていきます。

また、モニター募集制度やフードドライブなど、市民に体験を提供するモデル事業の実施や、市と市民との情報交換会や会議を設置し、市民がより深く関われる取組を行います。

④事業系ごみの減量推進

多量排出事業者に対する指導、食品ロス削減の啓発、搬入事業者の適正なごみ処理等を引き続き取り組んでいきます。

市内飲食店に対し、食品ロス削減のための3010運動の啓発のほか、今後は食品ロス削減推進法を踏まえ、市の地域特性等を活かした事業系の食品ロス削減の取り組みを行っていきます。

再資源化は、事業所から排出される古紙類も集団回収活動団体へ提供することを可とし、資源化を促進しています。さらなる事業所の増加及び活用の促進に向けて効果的な広報を行っていきます。

⑤再利用の推進

リユース市場の規模が近年拡大しており、市民の意識も不用品をごみにはせず、有効利用する意識が高くなってきていることを踏まえ、より一層の市民の意識高揚に向けた啓発活動を行っていきます。

⑥環境学習の推進

小中学生から大学世代まで継続的に市民の意識を高めるため啓発を図ります。

運用を開始している市公式アプリ「もっと寝屋川」の活用、環境フェア等での啓発を幅広い世代を対象とし、効果的な運用を行います。

また、若年層への啓発として、現在実施しているごみ減量マイスターに加えて、小・中学生を対象としたごみ減量マイスター養成講座や、大学と提携し、大学生に対する環境教育や、大学生が小学校や幼稚園への環境教育を行います。

コラム 《減量化・再資源化の推進》×《持続可能な開発目標 SDGs》

減量化・再資源化の推進に係る施策は、「つくる責任 つかう責任」のみならず、健康・福祉、教育、海と陸の豊かさに係る SDGs ゴールの実現にも寄与しています。また各ゴールは、市民・事業者・行政等のパートナーシップにより達成され、その結果住み続けられる寝屋川市の実現をめざすものです。



4Rを推進し、廃棄物の減量化・再資源化をより一層深化させていただきます



捨てられる食品を福祉活動に有効利用するなど、環境と福祉の連携により統合的に社会課題を解決します



レジ袋の削減やプラスチック類の分別収集を徹底し、海洋プラスチック問題の解決に寄与します



幅広い市民に行き届く広報・啓発により、廃棄物問題に関する気づきや理解を促すよう環境教育を行います



食品ロスを削減し、自然の恵みが将来の世代にも行き渡るよう、地産地消を心掛け、必要な分だけを消費します



一人一人が意識が行動を見直し、持続可能な暮らしが実現できる社会をつくります



市民・事業者・行政等が協働することで、減量化・再資源化を実現します

2. 適性かつ効率的な処理の推進

基本的な考え方

排出抑制を行い、減量化・再資源化を図ってもなお残るものについては、適正処理を行う必要があります。適正処理に当たっては、収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階において、効率的な処理を実施するために適切な維持管理等を行います。エネルギー回収を含むごみの再資源化を積極的に図り、衛生的で安全・安心な「環境にやさしいごみ処理」を推進します。

取組方針

①収集体制の維持

現在の分別区分及び収集頻度を継続することを基本としますが、効果・効率的な収集体制を維持しつつ、調査・研究を行います。また、ごみ出しが困難な高齢者や障害がある方の世帯に対し行っているふれあい訪問収集が、年々増加傾向であることから、効率的な収集方法の調査・研究を行います。

②中間処理施設の適正な維持管理

平成 30 年に竣工した新クリーンセンターは発電設備を有しており、施設内で使用するほか、余剰電力は電力会社に売却しています。ごみ処理施設の安定的な施設運営を継続するために適正な維持管理を行っていきます。また、引き続きプラスチック類処理施設である北河内 4 市リサイクルプラザかざぐるまに参画します。

③最終処分量の削減と最終処分場の安定的確保

新焼却施設の稼働に伴い、焼却効率が向上し、最終処分量は減少していますが、今後も大阪湾フェニックス計画に参画し、最終処分場の安定的確保を行っていきます。なお、大阪湾臨海環境整備センターが運営する処分場は、令和 14 年度までの計画であることから、引き続き新たな処分場の確保に向けて関係機関に働き掛けます。

④不法投棄等防止対策の推進

資源物の持ち去りについては、収集日の見回りや排出者が意思表示用紙を貼り付ける工夫の他、不法投棄の抑止、早期発見・未然防止に努めます。

また、適正処理困難物・有害廃棄物については、ホームページにて業界団体や処理業者の問い合わせ先の広報を行うほか、素材の多様化や市民ニーズの向上の観点から、クリーンセンターでの受入品目の調査・研究を行います。

コラム 《適正かつ効率的な処理の推進》×《持続可能な開発目標 SDGs》

適正かつ効率的な処理の推進に係る施策は、「つくる責任 つかう責任」のみならず、健康・福祉、水環境、エネルギー、気候変動対策に係る SDGs ゴールの実現に寄与しています。



4Rを行ってもどうしても排出されるごみについては、適正かつ安全・安心な体制で処理を行います



不法投棄の防止や効果・効率的な収集体制の構築により、まちの美化を維持し、健康な暮らしを実現します



ごみ焼却熱を利用した発電を行い、クリーンなエネルギーを作り出し、有効利用します



焼却処理過程で有害な化学物質を抑制・除去し、安全・安心な水環境を維持します



再生利用エネルギー（ごみ発電）の活用により、気候変動対策に寄与します

3. 災害時体制の充実

基本的な考え方

大規模地震や台風等による災害が起こった場合、倒壊家屋やがれき等の廃棄物が大量発生します。また、交通経路が寸断されたりすることにより、廃棄物の収集・処理が困難になることが考えられます。このため、災害発生に伴う廃棄物や避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、できる限り速やかに生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図ることが重要です。

災害時におけるごみ処理について、衛生面、環境面に影響が生じることがないように、迅速かつ適切に処理・処分が行える組織体制の充実を実現します。また、災害時には災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応します。

取組み方針

災害時の対応に備え、災害廃棄物処理計画の見直しや、地域防災計画に基づいた体制の強化に加えて、SDGsの目標の一つであるパートナーシップを目指し、市民・事業者・行政の協働した取組を行います。

旧焼却施設の解体工事後には資源物等のストックヤードを整備し、災害時の有効活用方法について調査・研究を行います。

コラム 《災害時体制の充実》×《持続可能な開発目標 SDGs》

災害時体制の充実に係る施策は、「つくる責任 つかう責任」のみならず、健康・福祉、水環境に係る SDGs ゴールの実現に寄与しています。



災害時に発生するがれきや片づけごみ等について適正に処理を行うため、平時から計画・体制を構築します



がれき等を迅速に処理することで、健康な暮らしへの早期復旧を目指します



がれき等の仮置きや運搬、処理過程で有害な化学物質を抑制・除去し、安全・安心な水環境を維持します

第5節 収集・運搬計画

収集運搬は、本市全域から排出されるごみを迅速に集め、住民の生活環境に支障がないように中間処理施設まで運搬することです。まずは不要なものは断り、次に排出抑制による発生源での減量化を推進し、さらにその結果排出される廃棄物に対して、分別収集することにより、再資源化が可能なものを選別し、再生利用の推進を実現します。また、本市の処理・処分の形態に即した分別排出の徹底を市民に要請し、適正処理の実施を推進します。このように本市の収集・運搬は、再資源化及び適正処理の推進を踏まえ、合理的かつ効率的な体制を整備することを目標とします。

1. 収集・運搬の主体

本市から発生するごみの収集運搬については、本市が行うものとしませんが、一部の家庭系ごみについては委託業者に、事業系ごみについては本市が許可する収集運搬許可業者により収集を行います。

2. 分別の種類・区分及び分別の方法等

1) 収集区域

収集区域は本市の全域とします。

2) 収集方法

家庭系ごみはステーション方式、戸別回収（臨時ごみ）及び拠点回収による収集を行います。

3. 分別収集体制

収集品目については現状の体制を維持しつつ、引き続き効果・効率的な体制となるよう調査・研究を行います。

第6節 中間処理計画

中間処理は、収集運搬されたごみを減容化・再資源化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程です。本市では、中間処理において、再資源化が可能なものについては積極的に再資源化を行うこととし、可燃ごみについては、焼却施設にて焼却処理を、不燃ごみ等は破碎施設にて処理した後、残渣等の埋立処分を行います。

1. 中間処理の主体

本市域内から収集された一般廃棄物（ごみ）の中間処理については、本市の焼却処理施設、破碎処理施設及び北河内4市リサイクルプラザにおいて中間処理を行います。

2. 中間処理施設及び中間処理量

1) 施設の種類、能力及び方式

中間処理施設の概要については表2-4（P.9）に示したとおりです。なお、破碎処理施設は稼働後26年を経過しており、適切な維持管理を行っていきます。

2) 計画処理量

焼却処理量は、減量化・再資源化目標年度である令和12年度で46,212t/年です。破碎処理施設及び北河内4市リサイクルプラザへの搬入量の見込みは減量化・再資源化目標年度である令和12年度において、破碎処理施設は4,706t/年、北河内4市リサイクルプラザは5,508t/年です。（表2-12）

表 2-12 計画処理量の見込み

項目/年度	単位	実績	予測値	
			中間	最終
		R1	R7	R12
焼却処理対象物	t/年	55,312	49,985	46,212
破碎処理対象物	t/年	5,643	4,927	4,706
選別処理対象物	t/年	2,067	1,892	1,819
ヤード	t/年	4,089	4,735	5,459
古紙・古布	t/年	3,984	4,481	4,974
小型家電、蛍光管	t/年	105	254	485
他施設	t/年	88	84	81
スプレー缶	t/年	73	71	68
落葉等	t/年	16	13	13
リサイクルプラザ「かざぐるま」	t/年	4,236	4,905	5,508
ペットボトル・廃プラ	t/年	4,236	4,905	5,508

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第7節 最終処分計画

一連のごみ処理過程の中で発生したごみは、排出、収集・運搬及び中間処理の各段階で減量化、再資源化を実施しています。ごみの減量化は最終処分場での処分量を低減することが目的であり、本市ではごみの減量化を行うことにより焼却灰及び埋立対象物の減量化に取り組みます。

1. 最終処分の主体

中間処理後の最終処分については、大阪湾フェニックス計画に基づき、大阪湾臨海環境整備センターにおいて埋立処分を行っています。

2. 最終処分量

最終処分量の見込みは、減量化・再資源化目標年度である令和12年度において、7,321 t/年です。(表 2-13)

表 2-13 最終処分量の見込み

項目/年度	単位	実績	予測値	
			中間	最終
		R1	R7	R12
最終処分量	t/年	8,339	7,885	7,321
焼却残渣	t/年	5,093	4,949	4,575
処理飛灰	t/年	2,054	1,924	1,779
選別残渣(埋立)	t/年	147	157	151
破碎不燃物	t/年	1,045	854	816

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況と課題

第1節 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理の流れ

生活排水処理は約98.5%が公共下水道であり、残りの約1.5%が浄化槽及び汲み取りにて対応しています。(図3-1)

図3-1 生活排水処理フロー（令和元年度末時点）

2. 生活排水処理形態別人口

寝屋川北部流域下水道の鴻池水みらいセンター（旧鴻池処理場）が供用開始されたのを機に、昭和47年7月に公共下水道が供用開始となりました。その後、公共下水道の整備を進めた結果、公共下水道接続人口は増加し、令和元年度末で234,146人となっています。過去5年間の推移をみると、総人口の減少に伴い汲み取り人口、浄化槽人口及び公共下水道接続人口は減少傾向にあります。水洗化率は微増しています。(表3-1、図3-2)

*水洗化率 = (公共下水道接続人口) ÷ (総人口)

表3-1 生活排水処理形態別人口の推移

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
総人口	人	238,546	236,758	234,851	232,896	231,189
公共下水道接続人口	人	233,486	232,249	230,872	229,140	227,640
汲み取り人口	人	1,247	878	522	465	416
浄化槽人口	人	3,813	3,631	3,457	3,291	3,133
水洗化率	人	97.9%	98.1%	98.3%	98.4%	98.5%



図3-2 生活排水処理形態別人口の推移

3. し尿及び浄化槽汚泥量

し尿及び浄化槽汚泥量の推移は、公共下水道整備を進めた結果、緑風園で処理されるし尿及び浄化槽汚泥は年々減少傾向にあります。(表 3-2、図 3-3)

表 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の推移

項目		単位	H27	H28	H29	H30	R1
し尿	収集量	kℓ/年	2,205	1,899	1,380	996	878
	収集人口	人	1,247	878	522	465	416
	原単位	ℓ/人・日	4.83	5.93	7.24	5.87	5.77
浄化槽汚泥	収集量	kℓ/年	1,384	1,524	1,407	1,322	1,328
	収集人口	人	3,813	3,631	3,457	3,291	3,133
	原単位	ℓ/人・日	0.99	1.15	1.12	1.10	1.16
収集量合計		kℓ/年	3,589	3,423	2,787	2,318	2,206
1日当たり収集量		kℓ/日	9.81	9.38	7.64	6.35	6.03

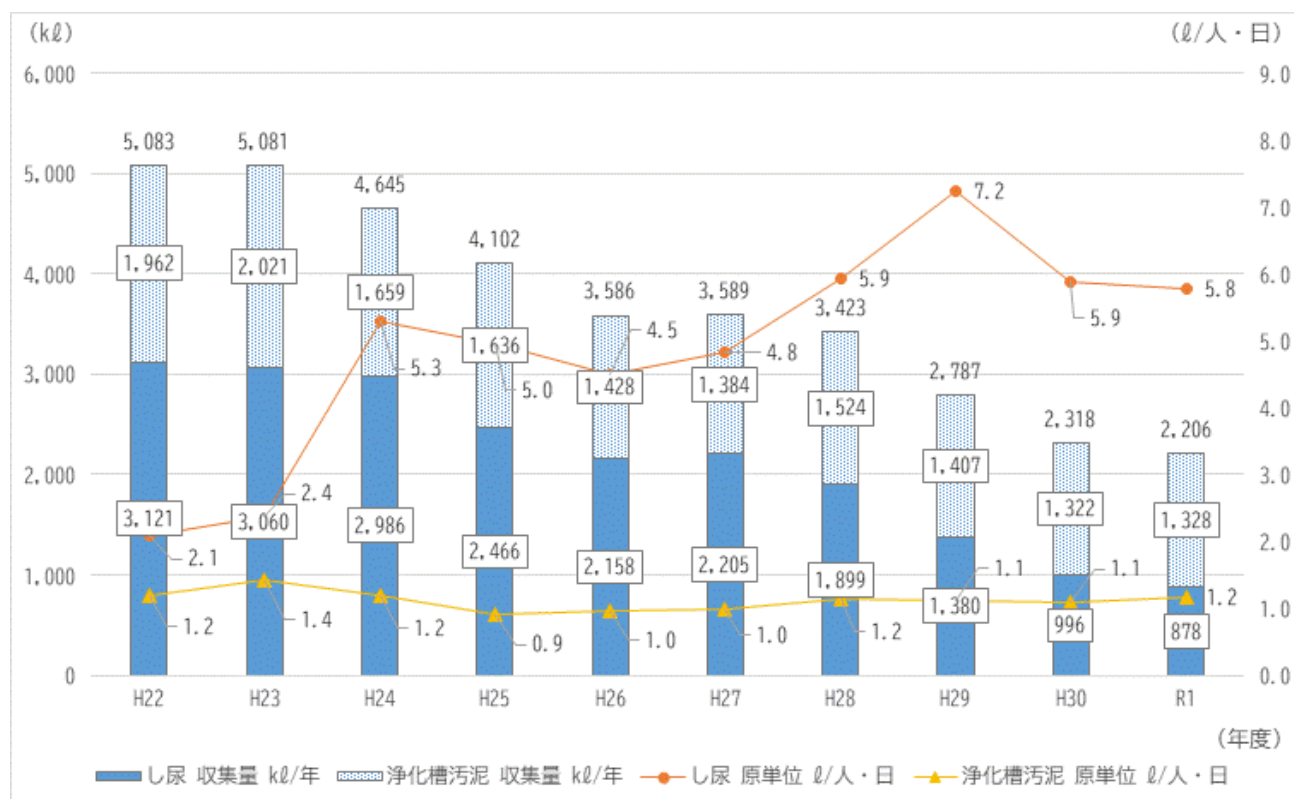


図 3-3 し尿及び浄化槽汚泥の推移

4. し尿及び浄化槽汚泥の収集状況

1) 収集区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は本市内全域です。

2) 収集区分及び収集形態

令和元年度においては、し尿は委託業者及び許可業者、浄化槽汚泥は許可業者が収集を行っています。

表 3-3 収集区分及び収集形態

収集区分		収集形態	収集方法
し尿	一般家庭	委託業者（1者）	戸別収集：月1～2回
	一般家庭以外	委託業者（1者）	従量制
	工事現場等の仮設トイレ	許可業者（1者）	戸別収集：随時
浄化槽汚泥		許可業者（12者）	戸別収集：随時

3) 処理手数料

し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 し尿処理手数料

区 分			手数料		
し尿	一般家庭	定期汲み取り	月1回	基本料	1世帯につき 月額 1,000円
				人数割	1人につき 月額 800円
			月2回	基本料	1世帯につき 月額 1,500円
				人数割	1人につき 月額 1,200円
	著しく排出量の多い物又は人員によって算出し難い物		従量制	18リットルまでごとに 400円	
浄化槽汚泥	市長の指示する場所に搬入する物を処分するとき	処分のみをするもの		従量制	180リットルまでごとに 500円

5. し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要を表 3-5 に示します。

表 3-5 施設の概要

名称	寝屋川市 緑風園
所在地	寝屋川市讚良東町7番1号
実施主体	市（委託）
搬入区分	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	下水道放流 一次処理（前処理）+ 希釈放流
処理能力	34.5 kℓ/日（し尿：15.2 kℓ/日 浄化槽汚泥：19.3 kℓ/日）

6. 前計画の予測値と実績との比較

前計画の最終予測年度は令和2年度ですが、現時点での最新データである令和元年度の実績値と比較すると、公共下水道への接続が円滑に進み、公共下水道接続人口は前計画予測値を上回っていますが、浄化槽人口の減少が緩やかなことから、水洗化率は前計画予測値を下回っています。(表3-6)

表3-6 予測値と実績との比較（生活排水処理）

項目	年度	単位	前計画予測値		実績	
			中間 (平成27年度)	最終 (令和2年度)	平成27年度	令和元年度
総人口		人	228,559	215,360	238,546	231,189
公共下水道接続人口		人	225,177	214,021	233,486	227,640
汲み取り人口		人	2,990	1,160	1,247	416
浄化槽人口		人	392	179	3,813	3,133
水洗化率		人	98.5%	99.4%	97.9%	98.5%

第2節 生活排水処理に係る課題

1. し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理

下水道は、都市の基盤施設として、トイレの水洗化による生活環境の改善や河川・水路の水質の保全、浸水の防除など、快適な市民生活を送るうえで大きな役割を果たしています。

本市の水洗化率は、平成27年度から令和元年度まで微増していますが、引き続き残された公共下水道への接続を促すことが必要です。

2. 市内河川等の水質改善

本市の主要河川である寝屋川での水質測定結果のうち、生物化学的酸素要求量（BOD）*の推移は環境基準値を満たしており、今後、さらに水洗化率を向上し、引き続き公共用水域の水質改善に努める必要があります。(表3-7)

表3-7 寝屋川における水質測定結果

(単位：mg/l)

測定地点	調査回数	年度	生物化学的酸素要求量 (BOD)		
			最小～最大	平均	環境基準
寝屋川 萱島橋 (環境基準点)	年12回 (毎月1回)	平成27年度	0.9 ~ 3.0	1.9	B類型 (3mg/l以下)
		平成28年度	0.6 ~ 2.2	1.4	
		平成29年度	0.8 ~ 2.7	1.6	
		平成30年度	1.2 ~ 2.4	1.7	
寝屋川 清水橋 (準基準点)	年4回	平成27年度	2.3 ~ 3.1	2.7	
		平成28年度	1.3 ~ 3.2	2.3	
		平成29年度	1.8 ~ 2.9	2.6	
		平成30年度	1.7 ~ 2.5	2.0	

*生物化学的酸素要求量（BOD）：BODとはBiochemical Oxygen Demandの略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと、単位は一般的にmg/lで表わす。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理形態別人口の将来予測

将来人口については、「寝屋川市人口ビジョン」（平成28年2月策定）を用いて設定しました。

また、第6次総合計画では令和9年度に水洗化率を100%とする目標を設定していることを踏まえ推計を行いました。

表3-8 生活排水処理形態別の将来予測

項目	年度	単位	実績	目標	
			令和元年度	令和7年度	令和12年度
総人口		人	231,189	222,739	215,025
公共下水道接続人口		人	227,640	221,887	215,025
汲み取り人口		人	416	100	0
浄化槽人口		人	3,133	752	0
水洗化率		人	98.5%	99.6%	100.0%

※水洗化率：（公共下水道接続人口）÷（総人口）

第2節 し尿・浄化槽汚泥排出量の将来予測

第3節 基本方針

●基本方針1

適切な汲み取りし尿・浄化槽汚泥処理を推進し、衛生的で快適な環境の確保に努めます。

●基本方針2

市内の河川・水路の水質改善を図るため、浄化槽の維持管理の徹底、生活雑排水対策などを市民と一体となって展開します。

第4節 生活排水処理基本計画

1. 収集・処理体制

汲み取りし尿については、当面現在の委託収集体制により対応しますが、今後更に減少する汲み取りし尿量の推移に応じた収集体制を検討していきます。し尿処理に係る希釈水を工業用水から「なわて水みらいセンター」の処理水に変更し、処理に要する経費節減を図り、収集・処理経費に見合った負担のあり方や適切な汲み取りし尿等の処理の検討など合理的かつ効率的な運営に努めます。

また、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の「一次処理（前処理）及び希釈処理」に際しては、周辺環境の保全に十分努めます。

2. 浄化槽対策

浄化槽設置家屋に対しては、関係機関との連携を強化し適正管理を図るとともに、引き続き公共下水道への接続を推進します。

3. 未水洗世帯対策

公共下水道への未接続の理由のうち、経済的な理由については、接続に伴う工事費用の助成制度及び融資あっせん制度も設けており、引き続き公共下水道への接続を促します。

4. 生活雑排水対策

河川・水路の水質改善を図るため、生活雑排水対策の重要性を今後とも市民に対して啓発活動を充実させていきます。また、川や水路等への市民の関心を高め、市民の手で水質浄化を進めていく契機となるように、水生生物等とのふれあいの機会などを積極的に設けます。

5. 緑風園の方向性

各種イベントや河川保全区域での仮設トイレ等によるし尿や浄化槽汚泥については処理の効率化を図るための方策を検討し、その方策にあわせて緑風園のあり方についても検討します。